

第七十七回国会 大蔵委員会 議 録 第十三号

昭和五十一年五月十九日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 田中六助君

理事 塩川正十郎君

理事 山下 元利君

理事 佐藤 觀樹君

理事 増本 一彦君

大石 千八君

鴨田 宗一君

木野 晴夫君

齋藤 邦吉君

林 大幹君

坊 秀男君

毛利 松平君

山中 貞則君

武藤 山治君

山中 吾郎君

横山 利秋君

小林 政子君

竹本 孫一君

理事 森 美秀君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

金子 一平君

瓦 力君

小泉純一郎君

野田 毅君

原田 憲君

宮崎 茂一君

保岡 興治君

松浦 利尚君

村山 喜一君

横路 孝弘君

荒木 宏君

廣沢 直樹君

大蔵 大臣 大平 正芳君

公正取引委員会 事務局長 吉野 秀雄君

外務省経済局長 賀陽 治憲君

外務省経済協力 局長 菊地 清明君

大蔵政務次官 唐沢俊二郎君

大蔵大臣官房審 議官 佐上 武弘君

大蔵省銀行局長 田辺 博通君

大蔵省国際金融 局長 藤岡眞佐夫君

委員外の出席者

外務省経済局国 際機関第二課長

外務省国際連合 局経済課長

大蔵大臣官房審 議官

通商産業省通商 政策局通商調査 課長

通商産業省通商 政策局国際経済 課長

通商産業省産業 政策局国際企業 課長

日本輸出入銀行 総裁

大蔵委員会調査 室長

福田 博君

太田 正利君

副島 有年君

佐藤 剛男君

和田 裕君

見学 信敬君

澄田 智君

末松 経正君

委員の異動

五月十四日

辞任 瓦 力君

補欠選任 栗原 祐幸君

保岡 興治君

小川 平二君

横山 利秋君

山崎 始男君

同日

辞任 小川 平二君

補欠選任 保岡 興治君

栗原 祐幸君

瓦 力君

山崎 始男君

同日

辞任 坂口 力君

補欠選任 坂井 弘一君

同日

辞任 坂井 弘一君

補欠選任 坂口 力君

五月十四日

企業組合に対する課税の適正化に関する請願外 二件(前田正男君紹介)(第四三三二八号)

税制改正に関する請願(中島武敏君紹介)(第四 三三一九号)

同外一件(瀬野栄次郎君紹介)(第四四一七号)

同(米原昶君紹介)(第四四一八号)

付加価値税新設反対に関する請願(中島武敏君 紹介)(第四三三〇号)

金融機関の業務改善等に関する請願(広瀬秀吉 君紹介)(第四四一四号)

相模原市キャンパス湖野辺の跡地利用に関する請 願(増本一彦君紹介)(第四四一五号)

付加価値税の新設反対等に関する請願(中島武 敏君紹介)(第四四一六号)

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同(田中美智子君紹介)(第四六八六号)

同(田代文久君紹介)(第四六八七号)

同(多田光雄君紹介)(第四六八八号)

同(庄司幸助君紹介)(第四六八九号)

同(中川利三郎君紹介)(第四六九〇号)

同(野間友一君紹介)(第四六九一号)

同(増本一彦君紹介)(第四六九二号)

同(山原健二郎君紹介)(第四六九三号)

同(増本一彦君紹介)(第四八一五号)

付加価値税新設反対に関する請願(瀬崎博義君 紹介)(第四八一六号)

同日

企業組合に対する課税の適正化に関する請願 (島田安夫君紹介)(第四九六一号)

同外八件(小山市三君紹介)(第五〇五七号)

同外八件(竹本孫一君紹介)(第五〇五八号)

同(増本一彦君紹介)(第五〇五九号)

付加価値税の新設反対に関する請願(増本一彦 君紹介)(第四九七五号)

税制改正に関する請願(浅井美幸君紹介)(第五 〇五六号)

同日

付加価値税の創設反対に関する請願(広沢直樹 君紹介)(第五一八一号)

企業組合に対する課税の適正化に関する請願 (青柳盛雄君紹介)(第五一八二号)

同(荒木宏君紹介)(第五一八三号)

同(金子満広君紹介)(第五一八四号)

同(小林政子君紹介)(第五一八五号)

同(津金佑近君紹介)(第五一八六号)

同(土橋一吉君紹介)(第五一八七号)

同(中島武敏君紹介)(第五一八八号)

同(広沢直樹君紹介)(第五一八九号)

同(不破哲三君紹介)(第五一九〇号)

同(増本一彦君紹介)(第五一九一号)

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同日

辞任 荒木 宏君

補欠選任 金子 満広君

同(松本善明君紹介)(第五一九二号)  
税制改正に関する請願(小林政子君紹介)(第五三三二号)  
は本委員会に付託された。

五月十八日

所得稅の減稅に関する陳情書(愛知県議會議長石川松次郎)(第二二二二号)  
企業組合に対する課稅の適正化に関する陳情書(福井市大手三の二二三の二福井県中小企業団体中央會長前田栄雄)(第二二三三号)  
付加價値稅の創設反對に関する陳情書外九件(札幌市議會議長松宮利市外九名)(第二二四号)  
筑豊地域に國民金融公庫の支店設置に関する陳情書(福岡県議會議長後藤保)(第二二五号)  
米軍基地跡地の処分方針に関する陳情書(狭山市議會議長大沢武雄)(第二二六号)  
は本委員会に參考送付された。

本日の會議に付した案件

小委員会における參考人出席要求に関する件  
經濟協力開發機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第三五五号)  
アフリカ開發基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六号)

米州開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第三七七号)  
國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)  
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)

○田中委員長 これより會議を開きます。  
この際、參考人出席要求に関する件についてお話しいたします。  
金融機關の週休二日制に関する小委員会におい

て、明二十日午前十時、金融機關の週休二日制に関する件について、金融制度調査會會長佐々木直君、全國銀行協會連合會會長中村俊男君、全國銀行協會連合會事務局長中林哲太郎君に參考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○田中委員長 次に、經濟協力開發機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案、アフリカ開發基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、米州開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。  
これより各案について、政府より提案理由の説明を求めます。大平大蔵大臣。

經濟協力開發機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案  
アフリカ開發基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案  
米州開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案  
國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案  
案  
〔本号末尾に掲載〕

○大平國務大臣 たいま議題となりました經濟協力開發機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案外三法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、經濟協力開發機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。  
經濟協力開發機構金融支援基金は、經濟協力開發機構すなわちOECDの加盟國が石油價格の大幅な上昇によつて國際收支困難に直面した場合に、貿易制限等の一方的な政策をとることを回避し、適切な内外經濟政策をとることを確保するため、OECD加盟國が相互に金融支援を行うことを目的とするものであります。

具体的には、深刻な國際收支困難に陥つた基金加盟國は、他の金融手段を尽くした上で、なお必要な場合には、同基金から資金を借り入れることができ、他の加盟國は、基金の貸付資金の調達に協力することとなっております。この協力の方法としては、基金に対し、自國の割り当て額の範囲内において、資金を貸し付け、または、基金の市場借り入れに際し、その返済を担保するため、必要が生じた場合には基金に資金を貸し付ける旨の予約を与えることとなっております。この割り当て額の総額はOECD加盟二十四カ國で二百億SDRであります。

このうち、わが國の割り当て額は二十三億四千万SDRで、割り当て額総額の一一・七%であります。これは、全加盟國中第三位となつており、同基金の十全の機能を確保するためには、わが國の加盟が不可欠であります。  
わが國がこの經濟協力開發機構金融支援基金に加盟するためには、經濟協力開發機構金融支援基金を設立する協定を批准する必要があります。このため、別途、本國において同協定について御審議をいただいでいるところであります。これと同時に、同基金への加盟に伴う所要の国内措置を講ずる必要があります。このため、經濟協力開發機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案を提出する次第であります。

以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。  
第一に、政府は、經濟協力開發機構金融支援基

金等との間で、外國為替資金特別會計の負担において、二十三億四千万SDRに相当する金額の範囲内で基金への貸し付けもしくは貸し付け予約等を行うこと、及び基金からの借り入れ等を行うことができることとしたしております。  
第二に、政府は、基金への貸し付け等のため必要がある場合には、外國為替資金特別會計の負担において、日本銀行または外國為替公認銀行等から借り入れを行うこと等ができることとしたしております。

このほか、大蔵省設置法の一部を改正して同基金に関する事務を大蔵省國際金融局において行うこととする等、所要の規定の整備を図ることとしたしております。  
次に、アフリカ開發基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

アフリカ開發基金は、アフリカ開發銀行の活動を支援するため、きわめて緩和された条件による融資を行う機關として、一九七三年に設立され、アフリカ諸國の經濟的、社会的開發に著実な実績を上げてきております。わが國は、その原参加國として設立当初からこれに参加し、アフリカ諸國の開發に積極的に協力してまいりました。  
同基金は、参加各國からの出資金を財源として融資活動を行つておりますが、現在その資金は、ほとんど枯渇状態にあり、同基金がアフリカ諸國の期待にこたえ今後とも円滑にその活動を継続していくためには、新たな増資が必要となつてきました。このような背景のもとに、關係國の間で果次にわたり検討が行われた結果、本年以降三カ年間の融資約束に充てる資金を賄うため、総額約二億二千万計算單位、すなわち現在の合衆國ドルで申しますと、約二億四千五百万ドルの第一次一般増資が合意されたものであります。

わが國の新たな出資予定額は、三千万計算單位、すなわち約三千三百万ドルであり、政府いたしましたしは、この法律案により、この出資につ

いて国会の御承認を得た上、速やかに正式の引き受け通告を行いたいと考えております。

次に、米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、別途本国会において御承認をお願いしております米州開発銀行を設立する協定に基づきまして、わが国が米州開発銀行に加盟することに伴い必要となる各般の措置を規定することを目的とするものであります。

米州開発銀行は、中南米地域の開発途上国の経済的及び社会的開発を目的として、一九五九年に設立された地域開発金融機関であり、現在、米、カナダ及び中南米二十二カ国の合計二十四カ国が加盟しております。同銀行は、農林漁業、電力、運輸通信等の分野において活発な融資活動を行っており、多大の成果を上げてきておりますが、中南米諸国の同銀行に対する資金需要が増大してきたことに伴い、その資金基盤の強化が要請されてまいりました。

このため、同銀行は、域外の先進国等に対し同銀行への加盟を呼びかけておりましたが、昨年二月、域外加盟予定十二カ国の政府と同銀行との間で域外国加盟に関する原則的な合意が得られるに至りました。

御承知のとおり、開発途上国の経済開発の促進は、今日の世界経済におけるきわめて重要な課題の一つとなっておりますが、わが国も先進国の一員としてこれら諸国に対し援助の手を差し伸べ、その開発に積極的な協力を行っていくことが要請されております。政府といたしましては、わが国が米州開発銀行へ加盟することは、このような開発途上国からの要請にこたえるものであるとともに、わが国と中南米諸国との友好関係をさらに増進させ、ひいては同地域との経済関係を緊密にすることにともなうものであると考へ、欧州先進諸国等十一カ国とともにこれに加盟することを決意した次第であります。

以下、この法律案の概要について申し上げます。

まず、政府は、同銀行に対し、協定に規定されている合衆国ドルで五千六百九十七万ドル、すなわち、現在の合衆国ドルで申しますと、約六千八百七十万ドルに相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資し、また、同銀行の特別業務基金に充てるため、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができるといたしましたしております。

次に、同銀行への出資及び拠出は、国債の交付によって行方方法が認められておりますので、この国債の発行権限を政府に付与するとともに、その発行条件、償還等に関して必要な事項を定めております。

さらに、同銀行が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として、日本銀行を指定することとしたしております。

最後に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

国際通貨基金は、五年ごとに出資額の一般的検討を行い、全体の規模を現在の世界経済の要請にこたえ得るものとすると同時に、各国の出資額の割合を最近のそれぞれの国の経済力等を考慮して調整することとしたしております。

今回提案されております増資は、この一般的検討によるものであり、出資額の全体の規模を現行の約二百九十二億SDRから約三百九十億SDRへと三三・六%増加させるものであります。その内訳を御説明いたしますと、産油国の出資割合を現行の約五%から約一〇%へと倍増し、これに対応して先進国の出資割合を約五%削減し、開発途上国については現行の出資割合を維持することとしたしております。こうした中で、わが国の出資額は、最近のわが国の経済力の伸びを反映して、十二億SDRから十六億五千九百万SDRへと増加しており、その増加率は三八・三%と先進国中最大のものとなっております。また、この結果、

出資総額に占めるわが国の出資割合も四・一%から四・二五%へと拡大することとなっております。

この増資提案を受け入れるため、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を提出する次第であります。

以下、この法律案につきましてその概要を御説明申し上げます。

第一に、政府が国際通貨基金に対し出資することのできる限度額を現行の十二億SDRから十六億五千九百万SDRへと引き上げることとしたしております。

第二に、国際通貨基金に対する出資は、従来、金及び本邦通貨で行うこととしておりましたが、これをSDRまたは本邦通貨等で行うことと改める等、別途本国会において御審議を願っております。国際通貨基金協定の第二次改正に伴う所要の規定の整備を図ることとしたしております。

以上、四法律案の提案の理由及びその概要を御説明いたしました。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。横路孝弘君。

○田中委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。横路孝弘君。

○横路委員 いま議題になりました法案のうち、米州開発銀行、アフリカ開発基金の参加に伴う措置に関する法律の改正案、この二本については私はお尋ねをしたいと思います。

お尋ねをする前に大蔵大臣に、最近の政治情勢についてちょっとお尋ねをしたいのであります。が、会期末を迎えてわれわれきょうもこの委員会では四本の法律を議すまでということと、審議にそれぞれ協力をしてきているわけですが、一方、またロッキード問題の方も検察庁の捜査も進んで、いよいよ強制捜査の段階に来ているわけですね。この段階で、自民党内で三木さんに対する倒閣運動ともいべきものが進められているわけでありまして、一般国民の投票等、最近ずいぶん新聞に掲載されますが、こういう動きの中からロッキード問題の真相というのはいやいやにされてしまっているのではないかと、非常に私的な利害関係でこういう倒閣運動をこの時期にやるというこの意味は一体何か、さっぱりわからぬというのがみんなの声じゃないかと思っております。そういう動きの一つの軸になっているのはやはり大平大蔵大臣でありまして、そんな意味で、こういう国民の声に、あるいは今日の国会状況の中で一体どういふことなのか、この際説明を求めたいと思っております。

○大平国務大臣 私は三木内閣の大蔵大臣といたしまして、財政の運営について微力を傾けております一方、国会に対しまして諸法案を提出いたしましたして全力を挙げて審議を促進いたさねばならぬい誠實な責任を持つておるわけでございまして、私はその責任に対しまして全力を挙げて対応いたしておるつもりでございます。どうかその熱心さが足りないということがございますならば御指摘をいただいで、私に落ち度がございますならば、私は改めるにやぶさかではございません。私自身は、日夜そのことのために心を砕いて努力いたしておるつもりでございます。

一方、自由民主党内におきましては、自由民主党の当面する問題につきまして若干の論議がおりますことは事実でございます。そのことについて、私は自由民主党を代表する立場にございませぬので、国会に対して責任を持つてお答えするといふ立場にないことは、横路さんに御理解を賜りたいと思っております。

○横路委員 この動きがロッキード問題の真相を覆い隠すことにならないのか。三木さんが指揮権を発動して灰色高官名公開という方向での発言があると、自民党内からすくすくつぶしが従来かかってきているわけですが、そういう国民

の声については、この動きの当事者の一人である大蔵大臣大平さんとしては、どういうふうにお考えでございますか。

○大平国務大臣 ロッキード問題の真相の究明、その措置、これは究明を何とかしないとか、どこまでやるとかやらぬとかいうような選択の余地のある問題ではないわけでございます。政府にとりましては厳粛な義務なんでございます。したがって、政府の關係当局は日夜鋭意このために努力をいたしておりますことは御案内のとおりでございます。総理以下、各閣僚初め全部の政府の者は一人としてこれを決意させようというふうな気持ちには毛頭ないばかりか、究明に全力を投入いたしておりますことは国民によく理解していただきたいと思います。自由民主党内にこの究明の義務遂行を阻むなどというふらちな動きは厘毫もございません。

○横路委員 しつこいようですが、そうすると最近の自民党内の動きというのは、三木さんのどの点を批判されての動きなんでしょうか。

○大平国務大臣 自由民主党といたしまして、国会が長く空白を続けたり内外にいろいろの問題が起きたりいたしておるにつきまして、党といたしましてどのように考えたいかということにつきまして、黨員たる者がいろいろ考えてまいるのはあり得ることだろうと思っております。そのことにつきまして、横路さんのお指図によってやめるわけにいかぬと思っております。問題は、そういうことは今日の政府の責任の遂行というところを、より忠実に、よりりっぱなものにしようという念願から出ておることであることもあわせて御理解をいただいております。

○横路委員 しかし、そうならば、国会の会期は二十四日までんであります、この会期あとわずかという段階でもそんなことをやらなくてもいいんじゃないですか。その辺のところ国民は非常に大きな疑問を持っておるわけでありまして、法案の内容についてお尋ねをいたします。米州開銀の方、これはアメリカが中心というこ

ともあるのでしようが、出資と特別業務基金合わせて百三億ドルですね。それからアメリカ開銀とアメリカ開銀基金合わせて六億ドル、資金量が非常に違いますね。六億ドルと百三億ドルなわけです。これはアメリカ開銀の場合はアメリカ諸国だけでの運営ということ、米州開銀の場合はアメリカが軸になっているということはあるのでしようけれども、あるいは経済の発展状況は違うということもあるものでしょうが、いずれにしてもこれは非常に違うわけで、今回のような程度の増資で一体アメリカ諸国の要求にこたえたということになるのかどうか。その辺のところはいかがですか。

○藤岡政府委員 御指摘のように、米州開銀の現在の資金規模とアメリカ開銀及び開銀基金を合わせた規模とは非常に違うわけでございますが、一番大きな理由は、米州開銀の方は一九五九年にございまして、一九六〇年から業務を開始してございまして、すでに十数年の歴史をたどっておるわけにございまして、その間に資金の拡充ができたということだと思っております。アメリカ開銀、ことにアメリカ開銀基金の方はより早く一九七三年にできたわけにございまして、非常に小さな規模からスタートいたしました。今回もそういう意味におきまして第一次の一般増資をお願いしておるということにございまして。

○横路委員 今回の増資の理由は、貸し付けの財源がもう枯渇してしまつて全くなくなつた、融資の申請に応じられないような事態になつてしまつたので今回の増資になつたということですね。この増資に至る経過をちょっとお尋ねしたいのでありますけれども、そういう事態になるまで今回のこの措置がとられなかったというのはどういふ事情なのでしようか。

○藤岡政府委員 実は、七三年にアメリカ開銀基金がございまして、七四年にすて資金規模が十分であるかどうかという検討をしたわけにございまして、そのときにおきまして特別増資を一回したわけにございまして。今回ののは、その特別増資を除

きまして、一般的な第一回目の増資ということになっております。

○横路委員 先ほどの説明ですと、今回のこの措置というのは、これから三カ年間の貸し付けを承諾した資金について、その分を賄うための増資なのですね。違うのですか。

○藤岡政府委員 アメリカ開銀は、ほかの国際開銀と同様でございますが、資金のめどがございませんと融資の承諾ができません。今後は、実際に貸し付けをして金がなくなつたから資金を拡充するということではございませんで、今後三年間にわたつてこれだけの資金が拡充できるといふめどがございまして、それを引き当てるに融資の承諾をしていく。融資の承諾をしてから現実に資金がデイスパースされていくというのは、また少し時期がずれるわけにございまして。

○横路委員 そうすると、この分では先何年ぐらいいつのですか。

○藤岡政府委員 これから三年間をめぐらしております。

○横路委員 これの目的別の貸し付けの状況を見てみると、農業が圧倒的で四二％ですね。米州開銀銀行の場合は二〇％程度じゃなかったかと思つて、農業が圧倒的で、そのあと、運輸関係、公共事業、保健ということになつておるのです。この従来までの、たとえば農業なら農業というのは、もうちょっと内容的に言つると、多分基礎の整備そのほかじゃなかないかと思つて、農業投資の重点というのはどこにあるのか、御説明をいただきたいと思います。

○藤岡政府委員 アメリカでことに農業が多いのは、やはり経済発展の段階にございまして、そこに重点的に投資する必要があるということにございまして、農業に對します融資は、主として灌漑排水という基礎的な部分に融資が行われております。

○横路委員 これは、それぞれ運輸、公共事業、保健といふのは、どんな内容ですか。

○藤岡政府委員 運輸はアメリカ開銀の場合には

道路が主でございます。それから保健衛生は病院建設といふものが主に含まれております。

○横路委員 そこで、日本とアメリカ諸国との貿易の量をちょっとお尋ねしたいのですが、年間貿易量は大体五十億ドルということのようでありまして、それから投資が累積で大体十億ドル程度というふうになっておると思いますが、まず最初に貿易量の方ですね、輸出、輸入、大体どんなものが中心でどの程度なのか。通産省、来ておられますか。

○藤岡政府委員 日本との貿易量でございますが、まずアメリカの方に日本から輸出しております金額は、一番新しい一九七五年で四十六億八千五百万ドル、これはFOBベースですが、日本からの輸出がございまして、日本の輸出全体に占めますパーセンテージは八・四％。ただし、この四十六億ドルのうちにはリベリア向けが二十五億ドルぐらいいございまして、これは船舶の便宜置籍船の關係で多いという事情はございまして。日本からの主な輸出品目は、鉄鋼、機械といったような機械類そのほか雜貨等でございます。

○藤岡政府委員 輸入は同じ一九七五年で、これはCIFベースでございまして、日本は十四億五千百万ドル輸入しております。日本全体の輸入金額のうち二・五％を占めてございまして、品目としては、鉄鉱石その他鉱物資源それから綿花等でございます。

○横路委員 投資のその十億ドル累積の内容というのはどういふものが重点なんでしょうか。それは通産省、来ていられませんか。

○藤岡政府委員 日本からアメリカに對します投資の中身といたしましては、製造業が全体の半分以上を占めておりますが、その中で鉄、非鉄に関するもの、それから繊維に関するもの等が目立っております。そのほかには鉱業、それがかなりございまして。

○横路委員 政府の開發援助といふのは、アメリカは大体全体の何％ぐらいいですか。

○藤岡政府委員 政府の開發援助は、一九七四年の数字しかまだ発表されておりませんが、それによりますと、全体の五・二%を占めております。○横路委員 そうすると、大蔵大臣にお尋ねしたいのですが、この開發基金の方の目的別融資を見ると、農業や運輸関係が圧倒的に多いわけですね。つまり国づくりの基本のところから出發を始めていくわけで、当然のことだろうと思うので

ところが、いまお話がありましたように、日本のたとえば投資十億ドル、政府開發援助で五・二%といえますから、これは構成を見ても、日本の場合アジアが圧倒的に中心で、アフリカに対する政府の方の開發援助というのはいさやめておられるという感じが言えるんじゃないかと思うので、私、この目的別融資を見て、農業がこんなに、四二%も占めているという状況とあわせて考えてみると、日本政府としてのいわばこれからの援助の方向というのは、農業を重視しながら、それに民間も協力させていくという方向をアフリカについては考えるべきじゃないのだろうか。これは中南米についても同じような状況がありますし、後でちょっとアジア開銀のこともできればお答えいただきたいと思うのでありますが、農業を重視すべきじゃないかということについてはどのように大蔵大臣お考えですか。

○大平国務大臣 全く私も同感でございます、事実、数年前からそういう方針で、エカフエにおきましても、私が外務大臣当時演説をいたしました演説の基調も、農業政策、農業開發援助に力点を置くことを基調にいたしましたわけでございます。と申しますのは、これまでの経験から申し上げます、開發途上国の工業化を助けるというよりもございまして、本當の意味の工業化というものを支えるものにはいたしません。ために、開發途上国というのにはまず農業国でございまして、農業經濟がしっかりと定着状況にないとい工業化も定着しない、經濟のバランスがとれないということでございます。あるいは、輸出産業

を振興させようとしたとしても接ぎ木をしたような状態になりまして、根っこからやはり国内の需要というの、ホームマーケットがある程度ないと輸出産業は育たないわけでございますので、いろんな観点から見まして、どういたしまして、農業經濟をしっかりと打ち立ててまいりますことが、開發途上国の利益から考えて、援助する以上はやはり本格的なアプローチが望ましいのではないかと、この考え方で臨んでおるわけでございます。それは地域の別を問わず、アジアはもちろんでございまして、アフリカにつきましても、中南米につきましても、仰せのようにそういう方向で今後やはり考えていくべきではないかと私は考えております。

○横路委員 だんだん議論していきまますけれども、要するに、日本の場合、資源を確保するということが市場を確保するという二つの面がやはりかなり前面にずっと出ているわけですね。そういうような対外政策そのものが、一つは、UNCTAD等を中心として批判になって出てきているわけですね。そういう意味では、アフリカならアフリカというの、やはりアジア諸国とまた違った面がありますし、それぞれの状況に即した日本の援助の基本的な方向とか方針みたいなものをこの際しっかりと決めるべきじゃないかと思うので、アメリカですと、結局、アメリカを軸とした体制をいかに守るかということに軸をしながら援助してまいりますし、中国は中国できちんとした原則を持ってやっておりますね。日本の場合、援助するに当たって、その方向性みたいなものというの、どうももう一つ明らかじゃないんじゃないかという議論は従来からあったと思うのでありますけれども、その辺のところは、大臣としてどのようにお考えでしょうか。

○大平国務大臣 戦後のわが国は、賠償を払うあるいは賠償にかわる經濟協力を進めなければならぬというような立場がございまして、選択の余地が大変狭かったわけでございます。それから、わが国自身が自立經濟をみずから確保してまいる必

要もございましたので、したがって他国の立場も考えるゆとりがそう十分でなかったという事情も確かにあったと思うのでございまして、仰せのように、各国の批判が相当ありましたこと御指摘のとおりだと思っております。

そこで、もはや、わが国の立場から申しますと、横路さんおっしゃる通りに、やはりわが国特有の原則を持たなければならぬと思ひまして、それはやはり受益国、援助を受ける国の立場に立つたものでなければなりませんし、しかも国内でも十分理解が得られるだけの説得力を持ったものでなければならぬわけでございまして、同時に、わが国の經濟力、財政力というようなもので支えられるというものでなければなりませんので、そういう点につきましましては仰せのようなりっぱな援助政策を、中外に施してもとらなりたいと思ひますし、そういう願望を持って、過去の經驗を踏まえて、いま政府各省におきましても努力をいたしておる最中でございます。

○横路委員 UNCTADの今回の第四回のこの会合で、木村さんお帰りになつたようでありまして、木村演説の中で農業開發國際基金に五千万ドルを上限とする提出を行う方針であるという演説をされておりますね。一体何でこの上限をわざわざ明らかにしたのか。しかも去年のたしか首脳會議のときに、あれは六千万ドルか七千万ドルぐらいで普通日本政府として決まっておつたのではないのですか。これはちょっと外務省から先に答弁を。

○菊地政府委員 お尋ねの上限とするという言葉は、通常こういった対外的な約束をする場合の常用される言葉でございまして、特に深い意味はないわけでございます。それから、前の段階でいろんな数字が新聞その他で報道されたことは事実でございますけれども、最終的には木村代表が演説で申し上げたとおりでございます。

しよう、これは。外務省としてこれを満足だというようにお考えになつておるのですか。ドイツよりも低いですね、この金額。

○菊地政府委員 先ほど申し上げましたように、最初から数字があつたわけではございませんで、そういうような五千万ドルに決まつたわけでございます。それからドイツの場合、これも五千万ドルないし五千万ドルという数字がございましたけれども、ドイツ政府から國連に正式に通報した数字が五千万ドルでございますので、それによつたわけでございます。

○横路委員 大臣、今回のこの法案、米州の開發銀行やアフリカ開發基金に金を出すという事で、それその地域の經濟開發、社會開發に協力をしたいというの、それはそれでいいわけなんですけれども、ただ問題は、それだけで果たしていいのかということですね。今日のアジア、アフリカの經濟状況で言つて一体どこに問題があるのかということ、やはりどう考えるかということだろうと思つたのです。さつきアフリカの貿易のお話がありましたけれども、輸出が四十六億ドル、輸入は十四億ドルということですね。最近の發展途上国の傾向というのは何かという、貿易収支が赤字だということは、これはずっと傾向として出てきていますね。それから同時に、対外債務が非常に増大しているというところだと思つたのです。

アジアで言いますと、六〇年の二十二億ドルという貿易収支の赤字が、七〇年には五十一億ドルへと倍以上にふえていますし、対外債務も、たとえ六一年の五十八億ドルから七〇年には二百億ドルに上つておるわけですね。工業化をずっと進めていくわけですが、資金がないから公的、私的のいろんな外國資本に依存していかなくちゃいけない。一方で一次産品の價格そのものはずっと低迷してきているわけですね。逆に言うと、日本なんかは六〇年代一次産品の價格はほとんど動かなかつたところ、やはり經濟成長の一つの大きな要素というのがあるわけですね。言い方をもう一つ変えれば、いわばアジアの人たちの犠牲の



定に基づく緩衝在庫に対してファイナンスをしていくというのに対して、先進国の言っているのは、商品協定ができ、かつ緩衝在庫ができたような場合のファイナンスは考えようということとでございます。現在まず商品協定ができるかできないか、商品協定になじむかなじまないかということから議論をする段階でございます。残念ながらちよつと明確に答弁はできないわけでございます。

○横路委員 たとえば協定の基金拠出の問題、これはどうして一言もこの演説の中で出てこないのですか。

○菊地政府委員 そのずいぶんの場合には確かに問題になりましたわけでございますが、これは、こういった個別の問題ができてまいりました場合には当然日本政府の態度決定を迫られるわけです。ただ委員御案内のとおり、日本はまず協定のメンバーでございます。しかもその協定に任意拠出の規定がございますので、したがって、いつの段階でどのぐらいの金額で拠出するかということはまだ政府決定ございませぬけれども、協定のメンバーであるということには変わりないわけでございます。

○横路委員 これは外務省の方でははっきりさせなかったのでしょうか。結局大蔵と話がつかなくつたのじゃないですか。大蔵省じゃないですか、つぶしたのは、違いますか。担当はどこですか。

○副島説明員 ただいま御指摘のありましたずいぶん協定に対する拠出につきましては、実はこの種の緩衝在庫に対する拠出のテストケースになるということがございますので、この拠出に伴う経済効果は一体どういふふうになるかというふうな問題につきましても慎重に検討しているところでございます。それからまた、もし拠出をするといういたしましたも、一体その拠出を財政負担でやるべきかあるいは輸入課徴金のような方式でやるべきかあるいは業界負担でやるべきかというふうな技術的な問題をまだいろいろ詰めたければなりません。しかも、これが非常な今後のテストケースになるというこ

とで目下慎重に検討している段階でございます。

○横路委員 つまり、ワンパッケージはだめだ、品目別、問題ごとにきめ細かい対策を立てなければならぬ、こう言っておいて、いろいろとその焦点の一つとしてこの基金拠出の問題があったわけですが、それに一言も触れられていないという意味で、新聞なんかの報道の伝えるところによると、南の諸国の方から日本政府の態度というのはいかんなものかというふうな声が上がってきているというわけですね。そういう問題はこれからの個別の委員会の中で、一次産品の委員会がたしかありましたね、あの中でこういう問題の議論というのが行われて、日本政府もその中では態度を明確にされるわけですか。

○菊地政府委員 今後UNCTADの後でどういふ話になるかということもございませぬけれども、UNCTADの後でどういふふうな場所でも一次産品問題を取り上げていくかということはまだ場所が決まっておりませぬ。もちろん国連の場もありませぬし、OECDの場もございませぬし、最近の国際経済協力会議という場もございませぬので、この場で検討が続けられることは確かでございますけれども、いまの段階でどこで検討されるということはまだ決まっておりませぬ。

○横路委員 EC九カ国とアフリカ、カリブ海、太平洋の四十六カ国とのロメ協定というのが発効しましたね。いわゆる輸出の所得の損失の場合の補償制度でありますけれども、この問題をアジア諸国との間にこのロメ協定の方向で考えたらどうかということが、たしか去年の首脳会議のときに総理大臣が外務大臣あたりから何か発言があったような記憶があるのですが、日本政府としてはこの問題についてはどういふふうにお考えになっておられるのですか。

○菊地政府委員 ロメ協定と申しますのは、仰せのとおりECと太平洋、カリブ海との輸出所得補償の協定でございます。これにしましてはもちろんだ大変結構なスキームでございますけれども、同時にこれはいわゆる地域主義につながるのでは

ないかという批判もないことはないわけでございます。したがって、このロメ協定ができたから直ちに日本もアジアでロメ協定のアジア版というものをつくって交渉するということについては、若干のちゅうちょがあったわけでございます。いろいろ討議した結果、そういう輸出所得補償という大きなスキームをつくる場合には、日本としてはアジアの一国でございませぬので、アジア諸国、ことにアジアの発展途上国の関心品目である一次産品、その輸出所得補償というものを多大の関心を持っていただいております。言うならばアジア品目といいますが、そういうものを地域主義的ではございませぬでグローバルなスキームの中に反映させていくべきではないかというのが現在の考え方ではないかと思っております。ただ、まだグローバルな輸出所得補償スキームという新しいものができておりませぬので、まだこの点は検討中の段階で、ただいま申し上げたような思想があるというだけ申し上げておきます。

○横路委員 地域的といってもこれは非常に議論のあるところでありませぬが、個人的には、やはり日本というのはアジアの一員でありますから、日本の方から押しつけるということじゃなくて、日本を中心とした経済圏みたいなものは考えていかなくちゃいけないときに来ているんじゃないかと思うのでありますけれども、いずれにしてもそれは政府の方針として、ではそういう方向を持っているというように確認をしておいてよろしいですか。

○菊地政府委員 ただいま申し上げましたように、政府として確定した方向とまではまだまいっておりませぬ。

○横路委員 大蔵大臣、このロメ協定の精神はどうですか。これはいざ南諸国、アジアの中からこういう声が出てくると思いませんか。これはこの四月一日から発効して動き出しているわけですか。

○大平内閣大臣 一応理解できる内容を持っておると思っておりますけれども、これを日本が取り上げる

か、アジアに適用するかというふうなことになるかと、なお十分検討を要する点があるのではないかと思っております。

○横路委員 一次産品以外にも、製品委員会でですね、この辺のところはこれから、特に日本の経済にとっては非常に大きな問題になってくるんじゃないかというように思っています。関税の問題だとか産業調整の問題だとか、いわば先進国が製品の輸出対象となつてそういう要求がこれからはどんどん出てくるわけですね。この製品委員会の中で輸出カタル等についての議論も制限的商慣行という形で行われていると思うのですが、この議論の状況はどんなことになっておるのでしょうか。

○吉野(秀)政府委員 UNCTADにおきましては昭和四十三年の第二回総会ごろからたまたま問題は取り上げられておりますし、ごく最近では昨年の十月及び二月に政府専門家によりまして第二回の制限的商慣行専門家会合というものが開かれております。その中で競争制限となるような行為をリストアップいたしましたし、また関係国間でそういう問題の情報交換をどうするか、あるいは発展途上国における独禁法の整備について何かモデル法を作成したかどうか、あるいはそういう制限的商慣行についてその是正のための原則というものも果たしてつくられるかどうか、こういう問題をとり上げております。で、会議といたしましては、制限的商慣行になる行為のリストアップ、これについては一応の合意を見られたところでございませぬが、その他、情報交換を今後どうして行っていくか、この辺については今後どういふ手順でどういふ内容の検討を進めていこうか、これは現在検討中でございます。恐らく今回開かれました第四回のUNCTADの総会でもこの問題が取り上げられたのではないかとこのように考えております。

○横路委員 その問題ちよつとまた後でやりませぬから、その間一つ二つだけこの法案についてお尋ねしておきたいと思っております。

○横路委員 その問題ちよつとまた後でやりませぬから、その間一つ二つだけこの法案についてお尋ねしておきたいと思っております。

機構から見るとほぼアフリカ開銀でやる、つまりアフリカ諸国がかなり自主的に判断をしてこれを決めるというように見てよるしのでしようか。

○藤岡政府委員 アフリカ開発基金の融資決定は理事会で主にやるわけでございますが、理事会はアフリカ開銀の方から六名の理事、それから開発基金の方に参加しております諸国から選ばれた六名、計十二名で構成しておりますので、当然アフリカ諸国の意見も十分に反映されるわけでございます。

○横路委員 それから米州開銀ですけれども、これは以前から輸銀などを通して貸し付けをやっておったようですね。現在はどんな状況になってますか。どういふところからどのくらい行っているか。

○藤岡政府委員 米州開銀に対しては、従来日本の輸銀ローンを合計八回やっております。輸銀のローンのはかに日本の銀行がローンを出しているという例も数件ございます。さらにそのほかに円建ての私債を日本で発行したこともございまして、合計いたしましたままで五百八十七億円米州開銀に資金供給をいたしております。

○横路委員 この米州開銀への域外加盟の問題は、何か一九七〇年ぐらゐ、第十一回総会ぐらゐからずっとずいぶんいろいろな経緯があったようですね。米州機構を軸としてその加盟を認めないという議論もあったようですが、これは今日のようにな状況になった経過とその間どんな問題点があったのか。

○菊地政府委員 仰せのとおり、一九七一年以来域外国を加盟させたかどうかという話が出てきて、実際の交渉を開始したのは一九七二年の三月でございます。一番交渉の過程で決定的な場面は、七三年五月にキングストンで関係国が集まって会議をしまして、そこでキングストン原則と称するものができ上がりました、これはキングストン原則と俗称しておりますが、域外国の米州銀行加盟を承認するための原則でございます。

これによりますと、一番大きな問題は、何と

言っても域外国が加盟した後の域内国と、域内の発展途上国と米州とカナダと、それから加盟するであろう域外国との投票権の比率をどうするか、つまりどれだけのボイスを持つかということが最大の問題でございました。これがこのキングストンにおきまして、当然のことでございますけれども、域内の途上国の投票権は五三・五%以上、米州が三四・五%以上、カナダが四%以上、それから域外国が八%以内ということに決まりました、つまり域内国、特に域内の発展途上国の発言権を確保することに合意ができたということでございます。

それからあと、細かいことでございますが、たとえば払い込みの総応募額の一六・四八%にするとか、そういうことが決まったわけでありまして、

○横路委員 この米州開発銀行の場合、特別基金と通常資金というのがありますね。これはアジア開銀なんかの場合は、たしか特別基金というものは、特にたとえば貧困国であるとかその基礎、さつき話がありました保健の関係とか農業の関係だとかいうことですが、この米州開銀の場合、大口の借りている方の国を見ると、ほとんど変わらないですね。みんな、ブラジル、メキシコあたりが両方の基金とも同じ大口の借り入れ国になっているわけですから、これはどんな違いがあるのですか、この二つの基金。

○菊地政府委員 仰せのとおり、通常業務基金の方と特別業務基金と二つございまして、特別業務基金は、いわゆるアジア開発銀行の場合のアジア開発基金と一緒のソフトローン、条件の緩やかなものを出すところでございます。米州開発銀行の場合は、通常業務基金の方が大体八%で償還期間が十五年ないし二十五年、それから特別業務基金の方が一ないし四%、償還期間が二十五年ないし四十年ということになっております。

それで、仰せのとおりブラジル、メキシコ、アルゼンチンというのが両方の基金の大口になっておると思いますが、これは恐らくプロジェクトの

性質によりましてインフラ関係のものは通常業務基金から出ている、そのために一応両方とも大口になっているということではないかと思えます。

○横路委員 あと、米州開発銀行の中に社会進歩信託基金というのがありますね。これは何かアメリカが出資した基金らしいですが、これはどういうことになりますか。これは日本は別に関係がない……。

○藤岡政府委員 おっしゃいますようにアメリカだけの信託基金でございます、日本は関係ございません。

○横路委員 そこでさっきの問題に入ってきたと思えます。UNCTADの中でもカルテル問題について、先進国の方のカルテルの問題についていろいろ議論があるということのようでありまして、先ほど議論があるというように質問したのですが、日本の鉄鋼の輸入カルテルの問題について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

去年、鉄鋼の値上げがあったときに、業界の方では一物一鋼であるということで、そうなる理由として、いわば鉄鉱石や原料炭の共同開発、共同購入という問題を、共同開発しているから一物一鋼で一斉に値上げをするのは当然だ、こういうことを主張したわけですね。ところが、これはいろいろ調べてみますと、鉄鉱石にしても原料炭にしても教社でやはり価格から数量等について協定を

している、つまり談合しているじゃないか、独禁法上の問題があるんじゃないかということで指摘をいたしました、当時の高橋公取委員長が独禁法違反であるという御答弁をなさったわけでありまして、その後この問題について公取としてどういふ措置をとられたのか、お答えをいただきたいと思えます。

○吉野(秀)政府委員 その後公取といたしましては、高炉各メーカーから独占禁止法第六条に基づいて国際契約の届け出を出させました調査をいたしました。その結果、現在わが国で消費されております鉄鉱石の九九%は外国からの輸入に依存して

おります。また、外国から輸入いたしました全量のうち、オーストラリアから輸入する分が四八%を占めております。そして、このオーストラリアから輸入します鉄鉱石全体の九五%が共同購入になっております。

それで、高炉メーカーがなぜ共同購入をしておるかとお申し上げますと、現地の山元から、開発した鉄鉱石を一応引き取りを保証してほしいということ、国内の高炉メーカーが教社共同して引き取り保証をいたしまして、その保証に基づいて現地山元が鉱山を開発し、開発した鉄鉱石を教社が共同で輸入をしようという現状でございます。

現在、オーストラリアとの間で十七件の長期鉄鉱石共同購入契約を結びまして鉄鉱石を輸入しておるわけでございますが、一つ一つの契約に基づく引き取り量、これは全体の量のわずかな部分しか占めておりません。

それで、さきの国会で高橋前委員長が、たまたま仰せのとおりのお答弁をいたしました、その際高橋前委員長は、国内の高炉メーカー各社がオーストラリアから購入する鉄鉱石の全量について、何か全体としてのカルテル、共同行為というものがあるのではないかとというふうな疑いを持って、これはもしそうだとすれば独禁法上当然不当な取引制限となり、第三条違反の問題が出ておりますので、早急に調査をお約束したわけでございますが、その後調査をいたしました結果、ただいまお答えいたしましたように、一つ一つの契約に基づいて取引量は全体のごくわずかな部分である、そして、問題のその一つ一つの取引の背後に共通したと申しますか、その全体を包括したような共同行為があるかどうか、この辺について調査の重点をさぼって聞いたわけでございますが、現在のところ、その全体、個々の契約を共通した包括的な共同行為の存在はないように思われます。

したがって、現在、個々の契約は確かに共同購入契約ですが、それを直ちに独禁法上違反だとして取り上げるにはいささか問題がある。しかし、全く問題がないかと申し上げますと、やはり



その間競争制限的な効果なり、あるいは実際にそういう影響が出てこないとも限らないというところから、公取といたしましては、今後六条に基づく国際契約の届け出、これは改定の都度届け出をさせることにしておりますので、その届け出を通じて、独禁法上問題になるような事態が起こらないように十分監視を続けてまいりたいと考えております。

○横路委員 取り寄せた契約書の内容についてちょっとお尋ねしますが、契約書そのものが、共同で契約書を締結しておるといふケースもありませんか。

○吉野(秀)政府委員 中には連名で契約書を締結しているケースもございますし、それからまた、個々に契約しておりますけれども、その契約書の内容を見ますと明らかに背後に共同行為があると認定できるケースもございます。

〔委員長退席、森(美)委員長代理着席〕

○横路委員 その両方とも共同購入ということに含めて見るべきだと思いますが、いかがですか。

○吉野(秀)政府委員 両方を含めて共同購入と考えております。

○横路委員 その基本契約の内容についてお尋ねしますけれども、その契約の中には、期間中の輸入の総量、それから各社の購入の数量、購入の価格、こういうものが入っているでしょうか。

○吉野(秀)政府委員 当初、最初に結びます契約につきましましては、そういう点が含まれておりません。

○横路委員 たとえば、ことしの業界紙を見ても、オーストラリアあたりから代表が来ますね。ホテルに泊まってやる際には、こちらは話をしながら、そういう交渉を各社でやっているのでしょうか。そういう事実は認められますか。

○吉野(秀)政府委員 そういう事実は承知していません。

○横路委員 そうすると、これはどうして違反にならないのですか。

○吉野(秀)政府委員 その交渉は、先ほど申し上げ

げましたように、オーストラリア全体としては現在十七件ございますが、その交渉は十七件全体を通ずる交渉ではございませんで、個別の一件一件についての交渉でございます。

○横路委員 競争の制限という場合、それは全体でなくても一つ一つについて実質的な競争制限になれば、積み重ねた場合にやはり競争の制限になるんじゃないかということは、いままでも国内でのカルテル摘発のときに幾らでもやっているわけでしょう。これは同じ考えがとれるんじゃないか。

○吉野(秀)政府委員 一般的なカルテル事件につきましましては、やはり一つの談合と申しますか、あるいは一つの価格協定につきましまして、地域的にあるいは全国的にその競争の実質的制限の及ぶ範囲が決まっております。ところが本件の鉄鉱石の場合は、一つ一つの契約は、その全体に占めるウェイトが先ほど申し上げましたようにきわめて小さい。したがって、一つ一つの契約を取り上げますと、競争の実質的な制限という認定は非常にむづかしい。その一つ一つの契約を通ずる背後の何らかの包括的な協定なり話し合いというものを立証しない限り、公取としては独禁法上問題があると取り上げることが困難ではないかと考えております。

○横路委員 その十七件、どんな各社の参加になっているのですか。六社全部参加しているのでしょうか。

○吉野(秀)政府委員 六社が全部参加しております。ケースも中にはございますし、あるいは二社、三社というケースも中にはございます。

○横路委員 鉄鉱石の場合オーストラリアがほぼ半分ですね。そして十七件の共同購入の長期的な契約がある。そうすると確かに一件ずつは、単純計算したって五〇%の十七件ですか、シェアにしてみると二、三%ぐらいなものでしょうか。だからそれはそれで確かに制限にならないと言えはそうなのかもしれませんけれども、しかし同じ当事者同士でやっておいて、交渉して、こちら側は変わ

りがないわけですから、そうするとこれは集積して考えて競争の制限になる、実質的になってしまっているというところは間違いないと思うのです。そこで競争が行われる余地はないでしょうか。

ただ、この問題は非常にむづかしい問題があるのですが、輸取法の関係は公取としてはどんなぐあいに関与しておられるのですか。

○吉野(秀)政府委員 公取といたしましては、本件は輸取法のベースに乗るのではないかと考えております。

○横路委員 通産省の方から届け出か何かありましたか。

○吉野(秀)政府委員 現在のところ協議は受けておりません。

○横路委員 そういうルールがあるのだから、そのルールに乗せればいいのですよ。つまり、輸取法でちゃんと輸入カルテルということでもって出せばそれでいいわけでしょう。ただ、そこで皆さん方、これは公取というよりは通産省の方でしようが、心配しているのは、輸取法に乗せてしまおうと外務省が困るわけですね。報告して、こういう輸入カルテルをやっているということになると、今度は資源保有国の方からUNCTADの会議なんかで提起されている問題とぶつかってくるわけでしょう。その辺のことがあるのじゃないですか。

われわれも非常に議論しづらいのでありまして、資源を確保するという面から見ると、開発輸入というのは確かに従来から政府の方で推進している方式でしょう。長期的にきちんとして確保するという面では確かに非常にメリットがあるわけですね。ところが、国内法的な措置を見ると、これは完全に独禁法違反なんです。私は輸取法に乗ると思うのですけれども、通産省がこれは反対して、ともかくやらないなら勝手にしろということ、公取の方に任されているみたいな形になっているわけでしょう。

この鉄鉱石、原料炭の問題は、これは調べてみますと、鉄鉱石や原料炭ばかりではないのです。モリブデンにしても、タンクス

テンにしても、日本の場合の開発輸入というものは、法律的に言うと全部独禁法上の問題が起きてくるのですよ。これをそのままにして、ともかく表に出ないように伏せてしまおうということ、どこかすわけにいかないのじゃないかと思うのです。

つまり、日本政府もそういう意味では、南の国との関係についての基本的な方針みたいなものが出てこない限り、この問題は法律的にだけ整理してしまおうと、公正取引委員会として問題にするかどうかは別にして、一応法律違反という意味での要件の該当性だけは十分あると思うのですよ。うなずいておられますけれども、その辺のところをこれはどういふぐあいに処理をするのか。

私は輸取法に乗せるのが一番いいと思うのですが、政府として方針をきちんとされた方がいいのじゃないですか、どうですか。

○吉野(秀)政府委員 公取といたしましては、一応独禁法の規定に照らしまして、今後そういう共同購入契約という形のもとで競争の実質的な制限が行われることのないよう十分監視してまいりたいと思っておりますが、将来もし独禁法違反という事態が生ずるようなケースにつきましては、これは当然輸出取引法というものがございまして、その取引法に基づきまして輸入カルテルの認可を受け、公取の協議にさらされた場合には、当然独禁法が適用除外になりますので、そういう事態になりました場合には、そういう措置を当然とらなければならぬものと考えております。

○横路委員 外務省、これは輸取法に乗せた場合は、やっぱりまずいのですか。

○菊地政府委員 ただいま公正取引委員会の方からの御説明のようなお話は、まだ私の方で直接やっておりますUNCTADの段階では出ておりませんので、ちょっと御答弁いたしかねます。

○横路委員 ちょっと公取にお願しておきますが、これは開発輸入をやっているものは全部そう

です。いわゆる独禁法の六条に基づく届け出も、いままでも皆さん方やっていないでしよう。届け出を受け取っていないでしよう。違いますか。

○吉野(秀)政府委員 御指摘のとおり、一部届け出は出ておりますが、徹底はしておりません。

○横路委員 それで、これは将来余り大きい問題になると困りますから、開発輸入をやっているやつについては、一応法律でもって届け出なければならぬことになって、しかも届け出を怠ればたしか罰則もついている規定なんですね。これは公取の方が怠慢だと思えますので、この契約書を全部取り寄せて分析してみてください。開発輸入のやつは、ほかのモリブデンにしてもタンクステンにしても何にしても全部、鉄鉱石や原料炭よりまだ明確な形でカルテル行為になってますから。その上で通産省に対してはおたくの方としてはどういう指導をしているのですか。

○吉野(秀)政府委員 たいだいの御質問は、通産省に対して公取から……(横路委員「輸取法の関係の」と呼ぶ)当初この鉄鉱石の共同購入につきまして、できるだけ輸取法に基づいて措置をとってほしいという要求をいたしました。それに対して通産省としてははっきりとした正式な回答は得ておりませんが、態度としては消極的なように見受けられます。

○横路委員 その、態度として消極的など言うだけじゃ、これは困るのでして、やはり少し公取の方が通産省になめられているのじゃないかな。どうせこういふ問題だし、これは独禁法違反として事件にすれば国際的にいろいろな影響が出ますからね。しかも聞いてみると通産省の方は、このカルテルによって安く買えていられるから利益に合致しているなんというのを言っているんですね。ただ法律的に推していくと独禁法違反事件になる。その辺のところを通産省は、そういう国際的なこともバックにあるからそう簡単に公取は手をつけないだろうという読みがあるから、皆さんの方から輸取法の関係を言っても多分無視されている。通産省の態度は公正取引委員会について完全に消極的じゃなくして無視ですよ。だから、その辺のところをひとつ、公取というのは独立した機関なのでありますから、そのところを間違いない

ようにして、大いにこの問題についての扱いを検討していただきたいと思えます。いかがですか。

○吉野(秀)政府委員 先ほどの鉄鉱石以外の非鉄金属につきまして、早急に届け出等も取り寄せた上、実態を調査したいと存じます。また通産省との間にも、この問題についてどう措置をとったら適當であるか早急に意見を詰めてまいりたいと思えます。

○横路委員 UNCTADの会議の中でもこういうカルテルについては将来報告せよということになるのじゃないですか。そういう話出ているので

○太田説明員 そのような話はまだこれからの段階でございますが、いろいろRBP、制限的商取引の専門委員会というところで研究しておりますので、今後の問題かと存じます。現在のところまだ出ておりません。

○横路委員 そういうことで、では御報告願いたいと思えます。

○吉野(秀)政府委員 鋼材の第二次値上げにつきまして、その内容は、昨年の九月に第一次の値上げがございまして、その第一次値上げの一回と申しますか、第一次値上げの積み残し分三千円に上っています。したがって、その第二次値上げの金額等につきましては、すでに第一次値上げの際にユーザー側にも連絡をしておいたところから、第一次値上げのような大きな抵抗は交渉の過程ではなかったようございまして、ただ、その第二次値上げをいつするかというところにつきまして、メーカー側は昨年の十二月積みからということ、

ところがユーザー側はことしの四月からということ、その時期についてかなり折衝が繰り返されてきて、結局ことしの二月積みから三千円の値上げをユーザー側は承諾をし、そのとおり値上げが行われたようございまして、そしてその第二次値上げの折衝過程で、折衝の経緯を調査いたしましたところ、第一次値上げのようないわゆるチャンピオン方式のような値上げのやり方、こういうやり方は第二次値上げにはなかつたようござい

○吉野(秀)政府委員 第三次値上げにつきまして、公取としては現在のところ新聞紙等の情報でその動きを知っておる程度でございまして、また具体的な折衝は、折衝と申しますか業界側からの説明は聞いておりません。

○横路委員 説明じゃなくて、どうなんですか、一次、二次と同じように調査をされるのですか。

○吉野(秀)政府委員 第三次値上げの推移を見て、必要があれば調査をしなければならぬと考えております。

○横路委員 高橋さんからかわって今度の公取の体制はどうなのかということをお聞きしたい。お聞きしたい。お聞きしたい。お聞きしたい。お聞きしたい。

○吉野(秀)政府委員 最近独禁法の問題というところは企業側が非常に上手になって、横の連携をびしりととって、法律の専門家も養成をして、そ

○吉野(秀)政府委員 新日鉄の代表者が委員長に面会に来ておられます。

○横路委員 従来、値上げを前にして業界の代表が公取の委員長のところにごあいさつに行くなんという事はなかったものであります。どんな話なんですか。まさか皆さんが指導したわけでもないでしょう。その会合はどういう話の内容だったのですか。

○吉野(秀)政府委員 昨年の第一次値上げの結果について、公取として独禁法上の問題点を指摘いたしました。その指摘事項にかんがみまして今回は十分その辺の問題を配慮して、独禁法上問題のないような形で進めていきたいという、それから同時に鉄鋼業界としてある程度の値上げは避けられない状況だという説明も同時にございました。そういうことで、具体的な、いつからどういふ形であるというところまではまだ詰まっていらないと思えますか、具体的な話はございませんでした。

○横路委員 そうじゃなくて、要するに独禁法に触れないように値上げするにはどうしたらいいの。何かきょう見ると、今度は新日鉄じゃないですか。何かきょう見ると、今度は新日鉄じゃないですか。何かきょう見ると、今度は新日鉄じゃないですか。何かきょう見ると、今度は新日鉄じゃないですか。

○吉野(秀)政府委員 絶対にそういうことはございませぬ。

○横路委員 値上げを前にして業界の代表がそんなことで説明に公取に行くなどというのは多分いまままで余りなかったのじゃないですか。高橋さんからかわって今度の公取の委員長の業界がどういふうぐあいに見ているかというのはよくわかるのであります。そういういろいろな批判を受けないためにこの三次の値上げについても十分監視をして、必要とあればやはり四十条そのほか発動してひとつ資料をきちっととらなければ、これは呼んで話を聞かなくては、最近独禁法の問題というところは企業側が非常に上手になって、横の連携をびしりととって、法律の専門家も養成をして、そ

○吉野(秀)政府委員 絶対にそういうことはございませぬ。

○横路委員 値上げを前にして業界の代表がそんなことで説明に公取に行くなどというのは多分いまままで余りなかったのじゃないですか。高橋さんからかわって今度の公取の委員長の業界がどういふうぐあいに見ているかというのはよくわかるのであります。そういういろいろな批判を受けないためにこの三次の値上げについても十分監視をして、必要とあればやはり四十条そのほか発動してひとつ資料をきちっととらなければ、これは呼んで話を聞かなくては、最近独禁法の問題というところは企業側が非常に上手になって、横の連携をびしりととって、法律の専門家も養成をして、そ

○吉野(秀)政府委員 絶対にそういうことはございませぬ。

○横路委員 値上げを前にして業界の代表がそんなことで説明に公取に行くなどというのは多分いまままで余りなかったのじゃないですか。高橋さんからかわって今度の公取の委員長の業界がどういふうぐあいに見ているかというのはよくわかるのであります。そういういろいろな批判を受けないためにこの三次の値上げについても十分監視をして、必要とあればやはり四十条そのほか発動してひとつ資料をきちっととらなければ、これは呼んで話を聞かなくては、最近独禁法の問題というところは企業側が非常に上手になって、横の連携をびしりととって、法律の専門家も養成をして、そ

○吉野(秀)政府委員 絶対にそういうことはございませぬ。

○横路委員 値上げを前にして業界の代表がそんなことで説明に公取に行くなどというのは多分いまままで余りなかったのじゃないですか。高橋さんからかわって今度の公取の委員長の業界がどういふうぐあいに見ているかというのはよくわかるのであります。そういういろいろな批判を受けないためにこの三次の値上げについても十分監視をして、必要とあればやはり四十条そのほか発動してひとつ資料をきちっととらなければ、これは呼んで話を聞かなくては、最近独禁法の問題というところは企業側が非常に上手になって、横の連携をびしりととって、法律の専門家も養成をして、そ

の指導を受けて、皆さん方のところに呼ばれていくときにはちゃんともう話ではでき上がっているわけでありますから、やはり強制権限を発動しなればだめだと思ふのです。そんなことで公取までが業界となれ合ったり癒着したのではこれはもうどうしようもありませんから、ひとつその辺のところの姿勢だけきちんと持ってやっていたらいいと思ふのですが、いかがですか。

○吉野(秀)政府委員 御指摘のとおり厳正に法の運用に努めてまいりたいと思ひます。

○横路委員 終わります。

○森(美)委員長代理 本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後一時三十九分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○増本委員 国際金融の關係の四法が提案をされていまして、それとの関連で若干の時間をいただきまして、今後の国際経済協力のあり方の問題と、いま問題になっております多国籍企業に対する対策の問題について、政府のお考えを聞きたいと思ひます。

公取の経済部長さんがどちらかにいらっしやるそうですから、先に多国籍企業に対する対策の問題から若干お伺いしておきたいと思ひます。

もう御承知のように、国連を舞台にして多国籍企業に対する規制の問題が議論をされ、決議が何回にもわたって行われていまして、それからまた一九七三年の八月には多国籍企業と国際開発という国連事務局のレポートも出ていますわけでありまして、ちなみに一九七一年の六月のILOにおける多国籍企業が提起する社会問題に関する決議に始まって、一九七二年の五月のUNCTADにおける制限的商慣行に関する決議とか、あるいは同じ一九七二年の七月の国連経済社会理事会での多

国籍企業が進展過程と国際關係に及ぼす影響に関する決議、あるいは国連総会での国際取引委員会に対する多国籍企業が提起する法律問題に関する検討を要請する決議というようないくつかの決議がなされております。この点について明確にひとつお答えをいただければと思ひます。

○吉野(秀)政府委員 現在、多国籍企業の問題につきましても、OECDあるいは国連の経済社会理事會等におきましてその規制についてのガイドラインづくりを進めております。これらの会合に對しまして、わが国から公取の代表を含めまして積極的に協力の態度で會議に臨んでおるところでございます。

○増本委員 御承知のとおり、いろいろ管轄権等の問題がございますが、多国籍企業につきましても適切な排除措置あるいは調査等の面につきましても法律上いろいろ問題がございますので、これらの問題をカバーする意味におきまして、国際間ですういったガイドライン等によつていろいろな協力体制をとりながらその辺の不備を補完していくというところにつきましては、当然積極的に参加をし、協力していかねばならないものと考えております。

○福田説明員 国際的な場におけるガイドラインづくりにつきましては、現在OECDで取り進められておりますガイドライン作成が最も先行しているものと思われまますが、この問題につきましても従来OECDで各委員会ごとにはばらばらに検討しておりましたのを、昨年一月に国際投資多国籍企業委員会を設立いたしましたので、そこにおきましてその後何回も協議を行い、ガイドラインの策定をするよう各国で協議を行つてまいりました。

目下の見通しではまだ確定的なことは申しませんが、六月下旬に閣僚レベルの理事会が開かれる予定でございますので、そこで採択できればと思っております。

○太田説明員 OECDにおきましても多国籍企業委員会は、ただいまお話があつたとおりでございますが、国連の場におきましても多国籍企業委員会の会合がございまして、ことし初めに第二回目の会合がございまして、今後とも経済社会理事會の場において検討を進めたいという結論になつております。

○増本委員 進行状況はお話しのとおりだと思ひますが、一体それぞれのそういう国際的な場において日本がどういふ態度で臨んでいるのか、どういふ方針を持つておられるのか。たとえばOECDのガイドラインに対して五つ、六つの項目でガイドラインができるわけですが、それぞれについて一体日本はどういふ方針、態度、考えを持つておられるのか、その辺をひとつ明確にしてください。

○福田説明員 多国籍企業問題と申しましても内容が非常に複雑多岐にわたるわけでございますが、多国籍企業は、一般的にはその規模が大きいこと、あるいは経営資源が豊富であること、それから情報量が豊かであること、それから意思の決定と行動に機敏さがあること、経済の発展に国内的にも国際的にも非常に大きな役割を果たしていること、これらのことを認識しつつ、他方におきましてその特質のために国際的に影響があつて、各般にわたる問題等がある場合が受け入れ国あるいは親元国両方についてございまして、それらの問題に対しては各国の国内的な措置を基本としつつも、国際的に大体どういふガイドラインをつくられば最もそのような特質により引き起こされた問

題とか懸念を払拭できるかという方向で議論が進められておりました。わが国はそのような方向で積極的にこれに参加して対処しております。

○増本委員 一つは、石油危機を契機にして、メジャーを中心とするいろいろな多国籍企業の経済攪乱行為ということが国際的にも大きな問題になつたと思ひます。ロッキードが多国籍企業であるかどうかというのは、経済学上のカテゴリーの問題としていろいろ議論があります。それはともかくとして、こういう多国籍企業の経済攪乱行為に對して、それを規制するという側面、このこと、がいま非常に重要だと思ふのです。たとえば現行の独禁法では、国際契約がある海外との取引については、すべてその契約の内容を公正取引委員会に届け出をするというふうな仕組みがありませんけれども、しかしその中身は実際に公にされなければ、突如として国民経済に経済的な攪乱行為の否定的な影響があらわれてくる。その端的なあらわれが冒頭申し上げた石油危機のときのあのメジャーの横暴な態度であつたと思ふのですが、国内的な経済政策あるいは独禁政策として、あるいはまた価格政策もその中に入るかもしれない、そういう経済攪乱行為に對する手だてをどういふようにするかということが非常に大きな問題だと思ひますが、その点では、政府はどのようにお考えなんでしょう。

○吉野(秀)政府委員 多国籍企業がわが国に進出して、わが国の企業に對していろいろな不当な拘束条件の取引を強制したり、あるいは排他的な条件を要求したり、いろいろな不正な取引方法によつて経済の攪乱をするという場合には、これは当然国内の公正な競争秩序に影響のある問題でもございまして、現行独禁法第十九条の規定を発動いたしまして取り締まることにならうかと思われまします。また、多国籍企業がわが国に進出するに当たりまして、いろいろな合弁会社の形態をとつたり、あるいは不当な手段で株式を取得しあるいは企業を買収するといふふうなケースにつきましても、現行独禁法の第十条で株式保有の報告を求め

ることになっておりますし、また現行第十五条、十六条で合併、営業譲り受け等の規制をしておりますので、そういう条項を適用いたしまして、少なくとも多国籍企業がわが国の経済秩序を攪乱するようないかなる行為に付きましては、これは国内企業であろうと多国籍企業であろうとその区別を問わずに厳重に対処していくべきものと考えております。

○増本委員 現行の独禁法のもとでは、たとえば石油危機以降のいろいろな多国籍企業の否定的な活動等について、いわばその有効な手段がとれなかつたということが、一つは問題だと思つております。それからもう一つは、たとえば石油の価格がどんどん上がつていく、それに対応して石油の取引の国際契約の内容も具体的な履行の過程で変更が行われてきたのではないかと。そういうことの一つが日本の経済、国民経済にいろいろな形で大きな影響を与える。だからこそ、まず第一に、こういう多国籍企業を中心とした外国企業との取引については、特に石油などのエネルギーとか、あるいはアルミもメジャーが中心になります、そういうような重要な資源などについて、その契約の内容をまず公開するとか、あるいは少なくとも国会などでこの問題が議論される際には国会の要求に応じて必要な資料は提供して、国会を含むそういう問題についての審議が可能になるような手だてが具体的にとれるような道を開けることが必要ではないか。政府としてそういう方向での検討というものは一つはないのか。まさに国民が知らないうちに、秘密のうちにこういう攪乱活動が突如として起こるといふようなことを事前にチェックをし、規制をするということが、一つは非常に重要な問題ではないかというように考へるわけですね。

それからもう一つの経済攪乱行為の面では、金融の問題です。日本はかなり為替の管理を厳しくしていますから現状では大きな問題は起き得ないという政府の答弁もありませんけれども、しかし、メジャーを中心にして膨大な資金がどんどん入る

いろいろなところへ投資を求めて流れていく、そういうものに対する事前の規制というものは重要だと思つて、そういう手だてが具体的にとられるべきではないか。その面での法改正を含めた検討は進めなければならぬというように思つて、そういう態度が政府におありなのかどうか、その点をお伺いしておきたいと思つております。

○見学説明員 企業の公開の問題についての御質問でございますが、当省におきましては、四十二年以来、在日外資系の子会社等につきまして外資系企業動向調査というものを実施してあります。毎年、経理問題その他マクロ的な観点から、若干統計的な手法を駆使しまして、日系企業とどう違つておるか、そういう企業のパフォーマンスといふものについて調べてきたところでございまして、最近のいろいろな問題にかんがみまして、ややその調査の充実を図りたいということ考へている次第でございます。

なお、その観点としましては、若干企業をグループとしてとらえまして、日本での取引の実態をわれわれとしては把握したいというふうな考へております。ただ、企業グループ内の個別の内容についてまで公表するかどうかは、いまのところ別問題と考へております。

○増本委員 その点の調査の充実と、そしてそれに基づいて、マクロ的な観点だけでも、調査したものをお出しになるようですが、それは大体いつころまでにできるものなんでしょうか。

○見学説明員 例年八月に調査票を出すことにしておりますが、これは各会計年度が締め切られておこなうことになりまして、それと対応しつつやろうと思つておりますので、若干タイムラグを早めようと思つておりますが、現在、調査項目について検討中でございます。

○増本委員 時間が半分過ぎたようなんです、それでは後でまた十分時間をとって、この問題は個別の問題も含めて少し政府の見解を伺うことにして、ともかく国際経済全体としまして、この多国籍企業に対する規制の問題が国際的な問題とし

て出てきておりますので、OECDにおけるガイドラインづくりというのもの、一つのいわばこれからの具体的な規制の出発点になるようなものなので、日本の態度をやはり明確にして、特に日本は資源その他の面でも、現状は石油、アルミにしましてもその他の問題でもメジャーだとか多国籍企業に依存しているような経済の事態ですから、その脱却を図っていくこととあわせて、それからこそ、自主的に日本の経済や国益を守っていくという点でも、規制の方向というものをやはり具体的に検討をしなければならぬ段階だと思つて、そのことをひとつ鋭意努力していただきたいということをお願いしておきたいと思つております。

それでは、二番目の今後の国際経済協力のあり方について若干お伺いしたいと思います。今回のこの法案の中でも、石油危機以降の国際金融情勢から、それに対応する一つの措置として金融支援基金制度のようなものができるとか、それから、これからの長期的にあるいは中期的に国際経済協力を見ていく上でも、いま日本のとるべき態度といふものがいろいろ問われているというように思つております。

まず基本的な考えを伺いたのですが、大臣は、国際経済協力の面でも、いわばお金をそれぞれ国際経済関係の機関に出資するという立場から、あるいは国際金融そのものの上からも非常に責任をお持ちの立場にあるわけで、今後の国際経済協力のあり方についていよいよ基本的な態度とかあるいは基本的なお考え方というものをまずひとつ明らかにしていただきたいというように思つております。

○菊地政府委員 まず私の方からお答えさせていただきますが、今後の国際経済協力のあり方について御質問でございますが、その前に、国際経済協力といふものは非常に広範な概念でございます、大きく分けまして、政府レベルの、政府同士の援助関係、それから民間の投資その他合弁事業、それから融資その他民間レベルの経済協力

と、それからもう一つ、中間といひますか、その両方が一緒になりました、政府と民間と一緒になりました分野がございます。この三つの分野がございますが、まず第一の政府間の経済協力関係につきましては、大蔵大臣から午前中お答えのありましたように、日本は資源的にも他国、ことに発展途上国に依存するところが、ほかの国に比べまして大変大きいわけがございます、それが日本の特有の事情でございますが、そのほかにも、北の先進国と南の発展途上国との経済格差というものが非常に広がっておりますので、このまま放置するということは、世界経済全体としても許されないことでございますので、この間の格差をなくしていく。そこに政府開発援助というものの意義があるわけでございます、ただその場合、援助する方といひましては、これは援助というものは永久に援助するわけございませぬので、むしろ援助が必要でなくなるというふうな事態で現在の発展途上国を引き上げていく。それをお手伝いするということございまして、その前提としては、当然その発展途上国の自助努力というものが前提でございますが、自助努力だけではできない部分を先進国が援助していく。したがって、その基本的な考え方としては、発展途上国のニーズといたしまして、経済的、社会的開発のニーズに従つてそれを満たしていくというふうなものが私たちの概念であらうかと存じます。その他官民一体の協力が民間レベルの経済協力というものがございまして、これも一般的に申し上げますと、発展途上国の経済社会開発に資するという観点で、いかに商業的な利潤追求行動でありましても、相手が発展途上国という場合には当然その視点が入つてこなければいけないというふうな考へております。

○大平国務大臣 国際社会に生存いたす上におきまして、やはりこれはおつき合ひでございますから、まず日本の立場におきまして世間並みのおつき合ひといふものは経済協力の面でもいたさなけ



支援基金の構想を、当初キッシンジャーが一九七四年の十一月ですか、シカゴ大学での演説の中で出したものも含めて、要するに消費国である先進諸国が結束をし、そこでこれまで台頭してきた資源保有国の恒久主権を要求する動きに対抗しなればいかぬというところから出発しているのではないか。だから、そういうものに安易に乗っかるような態度をとると、大臣が冒頭におっしゃった、平たく言えば、与えよさらば与えられんというのですか、ともかく相手の立場に立つてやっていく中で国際的な信用をかち取っていくという立場そのものと、アメリカのいま考えている立場との間には相当な開きがあるというように思いますが、その点は政府の認識としてはどうなんですか。

○菊地政府委員 先ほどちょっとお答えするのが漏れましたけれども、アメリカの態度につきましてもお話があったわけですが、実は去年の九月ごろまでは、確かに御説のとおり、アメリカとしては若干対決的な態度でございましたけれども、去年の第七回国連特別総会以降、そのときキッシンジャー演説があったわけですが、それ以降アメリカ側としては話し合いのムードに変わってきておりまして、そういう話し合いの一貫として世界資源銀行という構想も生まれてきたというふうには私たちが側面から見ておるわけでございます。したがって、もしアメリカの態度の変更というものが真実であるならば、私たちがとしてはそういう対決ではない、話し合いの一つの構想として受け取っているわけでございます。

○増本委員 そこで、今度の金融支援基金の問題ですけれども、これは当初七四年十一月のキッシンジャーのシカゴ大学での演説の中でこの構想が提起をされて、それと彼の要求していた出資額総枠から見ると、二百億SDRということですから、相当大幅に減っているということにはなりませんけれども、そういうアメリカの態度あるいはアメリカの考え方、方針というものが、この構想がつくり上げられる中でやはり真かかれてきているの

ではないかということを思うわけですが、その点はどうなんですか。

○藤岡政府委員 一昨年の十一月十四日にキッシンジャー長官がシカゴ大学で演説されました。その中で、七五年に二百五十億ドルの規模の各国の拠出、または保障による支援のスキームをつくらうという呼びかけをしたのは事実でございます。しかし、その前の十月にすでにOECDのパン・レネップ事務総長が、やはりOECD諸国がお互いに石油危機後の国際収支の困難を解決するために助け合おうという構想を出しまして、各国に呼びかけたわけでございます。私どもの作業は十一月に十カ国蔵相代理会議のもとで始まったわけでございます。こういっていろいろの構想がございましたが、どちらかと言えば、OECDから出された構想をより多く参考にして検討を開始したわけでございます。作業部会独自の検討で作業をまとめました結果、日本の大平大臣が議長をされました一月の十カ国蔵相会議でこの基金の設立が基本的に合意されたものでございます。その後はOECD加盟国に広く呼びかけまして、昨年の四月九日に調印の運びになったわけでございます。いきさつから申しますと、アメリカの考え、あるいはキッシンジャー長官の考えを具体化したということではございません。

ことに大事なことは、実態におきまして、先ほど先生も御指摘になりましたが、アメリカはそのころ消費国が団結しようという考えを持っておりまして、この基金もソリダリティーファンディング、日本語で団結基金というふうな名前をつけておりましたが、これは私どもの強い反対で、ここにおきましますような金融支援基金という名前に改めまして、規模の点も変わってまいりました。そのファイナンスの方法も変わってまいりました。それから、アメリカ側は当初石油政策とリンクしようという意図があったわけでございますが、でき上がりしました姿におきましては、そういう一律的な義務的なリンクというものは全くなくなっているというのが実態でございます。

○増本委員 そうしますと、たとえはこの基金の目的の中で、エネルギーの生産増加及び節約を促進するための協力的政策をとることを奨励し援助するという規定がありますね。これは彼の七四年十一月十四日の演説の中の文字どおりの構想でしよう。節約と新エネルギーの供給をやっているかなくてはいかぬ、そのために消費国はまず団結だ。しかも今度は、その支援基金を使う側については、運営委員会は借入れ国の経済政策及び基金の目的を達成するために所要の行為をするというふうな形で、貸し付け条件の実施状況を常時チェックをし、そして経済政策にまで容喙ができるような手だてがとられているというふうな点も、いわばエネルギーの節約あるいは経済の運営そのものがどうなっているかというふうなことに

ついてまで逐一介入ができるシステムがとられていて、その目的がどうも発想として七四年十一月のキッシンジャーの構想として打ち出されたものと文字どおり重なり合った形で出てきている、そういう母数は依然としてぬぐえてないというふうに思いますが、その点はどうなんですか。

○藤岡政府委員 当時石油価格の大幅な引き上げによりまして、産油国の経常収支の黒字は六百億ドル以上になり、OECD諸国の赤字は三百億ドルを超すという状況でございました。したがって、国際収支の困難に対して非常に大きく貢献していたのはこの石油の輸入金額でございます。当然国際収支対策を講じますときに、石油の輸入金額は余りふえないものという意識は、米国内に言われるまでもなく、OECD諸国にあったわけでございます。米国の指導いたしましたので、この場でもそういう方針を言っていたわけでございます。今回国際収支対策としての金融支援基金協定ができましたときに、やはり国際収支をよくしようという観点からの資金でございますので、適切な内外の経済政策をとります場合に、エネルギーの乱費をしないようにしようということが注入されているわけでございます。

○増本委員 時間がありませんので、今後のエネルギー問題を中心にした国際的な経済の見通しについて若干伺っておきたいと思えます。実は「ナショナル・ジャーナル」というアメリカの雑誌に、一九七三年七月七日付で元アメリカ商務次官補のF・V・フォークルズという人が論文を書いているわけですが、彼は当時のビーターン商務長官の次官補で、ビーターンが、この論文について自分の見解を全面的に表現したものである、そういう保証までしている、こういうふうな文に伝えられています。その中を見ましても、たとえば「一九七〇年にヨーロッパはそのエネルギー需要の半分以上を石油に依存して、消費分の二パーセントしか生産してはいなかった。同年、日本の依存率は七〇パーセントで、しかもこの国は実際にはまったく生産していなかった。これらの状況はアメリカの状況と対照的であり、アメリカはその石油消費量の二パーセントしか輸入していないのである。しかし一九八〇年には、アメリカは需要量の四五パーセントから六〇パーセントを輸入することになる。」こうしたことから、国際的な石油の需給の見通しについてはいろいろ議論がなされております。そういうこれらの状況の中で日本のエネルギー政策というものは一体どうあるべきなのかという問題は、これは古くから新しい、しかも非常に大きな問題であります。こうして国際的な石油危機以後の協定がいろいろな形で出てきて、国際通貨の安定を目的とするいろいろな試みがなされたり、その他いろいろありますけれども、そういう今日の状況に対応して、政府としてはこれからどういふように行かれるおつもりなのか。エネルギー政策そのものとして、それに関連する国際的な通貨問題あるいは通貨等のこれからの見通しについて政府のお考えを伺って、私の質問を終わりたいと思えます。

○賀陽政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、日本が石油資源において他国に対する依存度が高くて高いということは周知のとおりでございます。現在のこれを踏まえての国際協力

対策と申しますか、そういう点は具体的には、現在唯一に行われておりますところの政府間のエネルギー問題、特に石油問題の対話のフォーラムは、御承知の通りにおける国際経済協力会議のエネルギー委員会でございます、それが唯一の政府間のコンサルテーションの場であるわけでございます。これはすでに回を重ねること三回でございます、来月四回目に入るわけでございますけれども、漸次両者間の対話は軌道に乗ってまいっておると思っております。

これを基盤といたしまして、同時にパリにおきましては、これまた御高承のように開発、金融、一次産品の三委員会を並行してございまして、南北問題の広い枠内でエネルギー問題をとりまいてまいりたい、こういうような形で努力をしておるわけでございます。恐らくこれは非常に即時的に直ちに結実するものではないというのが率直な感想と存じますけれども、やはり忍耐強くこれには対処してまいりたいというところでございまして、わが国が当初より主張しております産油国との調和ある関係、この追求にはふさわしい場であるという認識のもとにわれわれは努力してまいっておるわけでございます。

それから、米国のエネルギー政策についての御指摘があったわけでございますけれども、米国は御承知のようにプロジェクト・インデペンデンスという計画によりましてエネルギーの自立を図るという趣旨としておるわけでございまして、そのためには国内の石油の高価格政策をある程度とらざるを得ない、これは開発促進のためにそうなるわけでございまして、これがインフレ要因もございまして若干国内の抵抗があるというところで、今後の問題としてはアメリカのプロジェクト・インデペンデンスは若干手直しの必要が出てくるのではないかと、これが最近言われ出しておりますので、この点もわが方として注視深くその状況を見守っておる状況でございます。

○増本委員 時間でですので、終わります。

○田中委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 米州開発銀行の加盟問題その他それの基金に対する増資、そういった具体的な法案の質問に入る前に、一、二点基本的な考え方を伺いしておきたいと思っております。

それは、これまでのわが国の援助政策が従来から他国の援助政策の方向を見てそれからわが国の態度を決定する、いわゆる受動的な傾向が強いように私は思うわけです。しかもこれまで援助に名をかりたいいわゆる経済権益、この確保をねらったものではないかという批判もありましたし、特に民間経済援助等に見られるように、恣意的な営業活動に対しては特にアジア諸国からの批判がありました。そこで、これから国際協調を進めていくに当たっての基本的な方針、考え方、これをまず伺いしておきたいと思うわけであります。

○菊地政府委員 先生御指摘の、主として民間レベルの経済協力でございますが、民間でございます限り、市場を広げていこうという動機もあるわけでございますけれども、この場合、たとえばタイとか、それからインドネシアにおきまして若干日本の進出企業に対する批判があったわけでござい

ますが、その後日本側におきましてもいろいろ対策を講じまして、主として民間企業のいわゆるビヘービアというものに関し自粛の動きが出てまいりまして、むしろ最近の情勢を申し上げますと、タイあたりでは、これはもちろんインドシナの情勢の変化もございまして、日本の投資活動が激減いたしましたので、かえって日本の投資はどうかというところも出てまいりまして、いろいろ政府レベルでも照会があるくらいでございます。私たちがいたしましては、この際、そういった日本からの経済協力、投資というものに対する要請は依然としてあるものと存じますので、今後とも適正な投資、つまりどういう業種に投資するかということが非常に重大な問題でございますが、そういった適正、優良投資を正しいビヘービアでもって協力を行っていくということが方針

であらうと思っております。

○広沢委員 おっしゃる意味はよくわかりますが、私どもは、このわが国の経済協力のあるべき姿勢、基本原則といいますが、これは次のように考えているわけではございません。

これはまず第一番には、やはり主権の相互尊重、そして政治的、経済的内政の不干渉という立場に立たなければなりませんし、第二番目には平等互恵の貿易とか金融、三番目には被援助国のみずからの発意に基づくその国の国内産業の発展を願うという、これをわが国の基本原則とすべきではないかと思っております。

援助について言うならば、第一には二国間の援助から、いまきょう問題にしようとしております多国間援助方式へ重点を移していく。それから第二には、ひもつき援助の、とかく話がありましたけれども、そういうものは排除していく。さらには被援助国の経済秩序を破壊しない、そういう点を基本的な原則としてこれから経済援助というものを進めていかなければならない、こういうふうに私どもは考えているわけであります。

いままでいろいろ二国間の援助、特に民間の経済援助等の中にあつては、そういう営業活動的な問題が非常に多かったということはひとつ大いに反省していかなければならない問題であり、いまもお答えがありましたので、いま申し上げた基本原則を土台にしてこれから取り組んでいきたいと思っております。

そこで、これからの援助に当たっても、大きく分けていきますと、アフリカ、法案が出ておりますが、それから今度は法案は出ておりませんが、アフリカ方面、それから中南米、特にアジア諸国に対する援助、東南アジア方面についてはわが国は基本的に相当大きな、民間にせよあるいは政府ベースにせよ援助というものに重点を置いてきたわけでありまして、いま、一九七三年からはアフリカのこうした開発基金にも入っておりますし、またこのたび中南米における問題であります米州開発銀行にも加盟しようというところであります。

す。したがって、大きな地域の後発の開発途上国が大きく分けてこの三つの方面にあるわけでありますが、今後の重点というものをどういうふうに考えていられるのか、簡単にひとつお答えいただきたいと思っております。

○菊地政府委員 日本

の政府レベルの援助の地理的な配分と私たち申しておりますが、どういふふうに配分されているかというところは、ちょっと簡単に数字を申し上げますと、二国間の援助実績を一九七四年で見ますと、アジアに関して、八六・七〇という非常に大きなシェアがアジアに占めております。それから中近東は、七四年は非常に小さかったので、〇・七〇、それからアフリカが五・二〇というふうになっております。

この数字でも御承知いただけますように、従来日本の政府援助の重点はアジアでございまして、アジアのうち最初のうちは南アジア、つまりインド、パキスタン、スリランカというのがおおよそ重点でございましたけれども、最近では東南アジアと南アジアの国に大きなシェアが占めていっております。で、日本はアジアの一国でありまして、近隣諸国をまず援助するということが当然の常識だと思っておりますので、今後とも重点は依然としてアジアに置かれる。それから、アジアのうちでもいろいろ色分けがございまして、石油危機以来特に影響を受けた国とか、それからいわゆる発展途上国のうちでも後発の途上国というものにさらに重点的に援助を指向していかなければいけないというふうに考えております。

それから、アフリカにつきましては、実は正直申しまして日本とのなじみはわりあい少なかったわけでございまして、しかも、数は非常に多い。現在四十八カ国ぐらゐると思いますが、こういう国に対してまんべんなく政府レベルの協力をやる

ということは困難でございますので、こういった比較的なじみの薄い地域にしましては、アフリカ開発銀行とかアフリカ開発基金とか、そういったものを通じての援助なしとそれとの協同融資というか、そういったのがより効果的ではないだろうかというふうに考えております。

それから、中南米の国にしましては、御承知のように、この三つの大陸のうちでは一番中進國的な国が多いわけでございますので、これらの国に對しても、従来二国間の援助もやっておりますけれども、ラテンアメリカのうちの比較的におくれた国、といえますとボリビアとかパラグアイでございますけれども、主としてそういった国には今後とも二国間援助を続けることとして、今回御審議願っておりますこの地域開発銀行というものを通ずる援助、経済協力を拡大していきたいというふうに思っております。

○広沢委員 それでは、法案の問題について若干お伺いしておきたいと思つております。

まずアフリカ開発基金でございますが、この基金に對しては出資額においてはわが国は第二番目でしたが、今度の増資におきましても、当然でありますけれども、そこで、相当おくれはせながら、このアフリカに對する援助の方も力を入れたつとあるという姿勢だけはわかるわけでありませぬ。特に、国際協調を旨としておりますから、こういう南北問題に對しては真剣に取り組んでいかなきゃなりません、いまもお話がありましたが、アフリカ地域に對するウェットは、経済援助の割合からいって、非常に小さいわけでありませぬ。しかしながら、このアフリカ地域、特に開発途上国の多いアフリカ地域に對しては、やはり今後積極的に経済協力を進めていく必要がありませぬ。その中において特に要望されることは、緩和された条件で、そういう援助でなければ、こういう後発の開発途上国としては、援助を受けることによつての恩恵といふか、そういうものも受けられないのじゃないかと思つて、したがらぬ、この緩和された条件の援助

を充実させていく必要があると思つてわけでありませぬが、この点に對しては当局はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、御意見をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○藤岡政府委員 まさに先生御指摘のとおりでございます。アフリカ開銀には、緩和された条件で融資をする目的で、アフリカ開発基金というものが七三年にできたわけでございます。日本は当初からこの開発基金の方に参加しておられるわけでございます。この基金は、第二世銀と同じように、非常に緩和された条件で融資をしております。すなわち、金利は無利子でございます。手数料として〇・七五％だけいただく。しかも、期限は五十年でございます。最初の十年は据え置きで、それから一割ずつ三十年間返していき、それから最後の十年間に三割ずつということ、非常に緩和された条件で融資を行つております。そこへ日本が今度増資をするということでございます。

○広沢委員 そこで、けさもちょっと議論があつておつたようでありませぬが、このアフリカ開発基金、一九七三年に設立されておられるわけでありませぬけれども、今回第一次増資が行われる。この理由は、現在の資金がほとんど底をついてきたということが一つの理由になつておられるわけでありませぬ。したがつて、それに対する第一次増資がそれぞれ協議の上決められたようでありませぬけれども、やはりこの基金の活用というものは、後発の開発途上国には地域的プロジェクト的な問題に對する融資だとか、そういうものがあるかと思つて、そこで、それが今後どういふ資金計画になつていくのか、十分その計画を立てた上での増資計画といふか、それがないものも明らかになつていかなければいけぬのじゃないか。その開発途上国においては、当然、これから将来の開発問題についての何年計画かという計画があるかと思つて、すなわち、資金が底をついたから基金に増資をしなければならぬということ、後追ひ後追ひのこと

はいかかなものであらうか。そういうプロジェクトというか、その開発計画に對する基金の方から援助を行うということであれば、それぞれの具體的なことはわからぬにしても、あるべき姿というものを描いた上での資金の手当て、それに対する基金の役割、そういうものをにらみ合わせて考へていかなければならぬんじゃないかと思つて、考へていかなければならぬ、そういう点についてはどういふふうにお考えになつておられるのですか。

○藤岡政府委員 このたびアフリカ開発基金の増資をお願いしておられるわけでございますが、資金が枯渇したからお願ひしてお申したのでございませぬが、それは本当にお金がなくなつてしまつたからというのではございませぬ、けさも申し上げましたように、国際機関が融資をコミットいたします場合に、そのコミットをするに足りるだけの資金が今後入つてくるというめどをつけてコミットをするわけでございますので、その意味で、これからの融資計画に必要な資金手当てをいまのうちにしておこうということでございます。これからどういふふうにするかを計画的に融資するかと、これらでございますが、今度の増資に關連いたしまして、アフリカ開発基金の事務当局の方から一応のめどとして出されております。七七年に一億二千万計算単位、七八年に一億三千万計算単位、合せて約三億五千万計算単位といたつて、貸付計画をつくつておられるようでございます。財源の充実も即してこれは今後見直す必要があるいはあるかもしれませぬけれども、こういうふうにいままのところを立てておられます。

○広沢委員 次に、国際通貨基金の問題についてまた二、三お伺ひします。

本年一月、ジャマイカの首都でありますキングストンにおいて、国際通貨基金の暫定委員会が開催されたわけでありませぬが、一九七二年以降三年余にわたつて検討が続けられてきた、いわゆる国際通貨制度上の諸問題について最終的な合意に達した、こういうことでもあります。これを受けて今回の協定の改正が行われ、これに對する基金の増資、そういうことも考へていかなければならぬようになつておられるわけでありませぬが、今回の改正の特徴、それについてひとつお考えを承りたいと思つております。

○藤岡政府委員 ジャマイカのキングストンで合意されました国際通貨基金協定の改正の非常に大きな点を申し上げますと二つございませぬが、一つは、為替相場制度でございます。為替相場制度につきましては、従来のブレトンウッズ体制のもとにございます固定相場制ではなくて、各国が選択する為替相場制度がとれる。しかし、将来世界経済が安定した場合においては特別多数決によりまして固定相場制に移行し得る余地は残つておられるわけでございます。

第二の点は金の取り扱いについてでございます。国際通貨基金におきまします金の役割を徐々に縮小していきこうということでございます。それに關連いたしまして、IMFの持つております金の一部を加盟国に返還し、あるいはその一部を市場に売りまして、その差益でトラストファンドをつくらつて開発途上国のために使うというふうな案も決まつたわけでございます。

総じて申し上げますと、先般のいわゆるニクソン・ショックで壞れました国際通貨体制をその後の世界情勢の実態に合わせまして弾力的に、かつ現実的なものにして、しかもそこに世界通貨の秩序を与えていこうというところに特色があるかと思つております。

○広沢委員 そこで、IMFの割り当て額についてでございますが、その規模を世界経済の発展に合わせて調整する、IMFの融資能力の増大の要請にこたえらるるとともに、資金の利用、投票権等の基準となる各国の割り当てを、最近のそれぞれの国力の変化に對して調整する、そういうことで今回の増資は第六次の検討に基づいて行われるものである。この改正はそういう世界経済の発展に合わせていこうと思つて、したがらぬ、これに對してど



のような貢献度を持っているのか、どういふふう  
に考えておられるのか、その点をひとつ御説明い  
ただきたいと思ひます。

○藤岡政府委員 IMFの増資は、今回第六次に  
当たりまして、五年に一度一般の見直しをやり  
まして、世界の流動性が世界貿易あるいは世界経  
済の発展に比べて足りているかどうかというふう  
な配慮から増資の全体の規模を決めておるわけ  
でございます。このたび決まりました三百九十億  
DRは三三・六%の増加に当たりまして、最近五  
年あるいは六年という期間を通じて見ますと、こ  
の程度のIMFの増資は国際流動性の必要を満た  
すのにちょうど十分であるかと思われておるわ  
けでございます。国際流動性が十分ございませ  
んと、先進国、開発途上国を含めまして世界貿易の  
円滑なる発展、世界経済の円滑なる発展が得られ  
るわけでございます。

それからもう一つは、全体の中におきますダ  
グループ別のシェアでございますが、今回の特色  
は、最近資金力を増してまいりました産油国の実  
態に合わせまして、産油国のシェアを従来の五  
%から約一〇%に増加する。他面、非産油開発途上  
国につきましては、厳密な計算をいたしますと、  
あるいは減った方がいいのかもしれないが、そ  
れは減らさないで現状維持にする。したがいまし  
て、産油国のふえましてシェアの約五%分は先進  
国のグループで負担するという事になったわけ  
でございます。さらにその先進国のグループの中  
で各国別に調整いたしますにつきましては、各国の  
経済力の発展に応じて、日本が一番大きな増  
加率、三三%を得たということになっておりま  
す。

○広沢委員 それに関連しまして、その割り当て  
の調整について、いま言うようにアメリカ初め主  
要国はその額が減っているわけでありまして、わ  
が国はふえていく。増加率では非常に増加を示  
している。もちろん産油国の比重が高まってくるに  
ついての調整であったと思うのですが、わが国に  
けがこういふふう伸びているという、そのこと

についての――別にそれが問題ではありませ  
ん。当然これを大きく伸ばしていくことは私は結構だ  
と思ひますけれども、その点の関係はどういふ  
うになっているのか、もう少し詳しく説明して  
いただきたいと思います。

○藤岡政府委員 国ごとの増資額あるいは資本額  
を決めるときに、従来からその国のGNP、輸  
入額、輸入額、輸出の変動額、それから外貨準備  
高、いろいろな要素をいろいろなパーセンテージ  
でまぜ合わせて、組み合わせて計算してまい  
ったわけでございます。最終的にはかなり政治的な折  
衝の結果ということになるわけでございますが、  
こういふふうなデータを用いますと、どうして  
日本は、最近の経済成長が大きいわけございま  
して、大きくなってしまつたわけございませ  
んか、それから他方、ほかの先進国の中にはかなり減らさ  
なくちゃいけないところもあるわけございませ  
んけれども、現状を減らすというときには、余り減  
らすのは抵抗がございませぬので、その辺のこ  
ろを最終的には政治的に話し合いをして、今回  
決まりましたような率になったわけございま  
す。

○広沢委員 最近、通貨不安が欧州、ECの方で  
起つておりますが、ポンドあるいはリラ、この  
ような不安問題に対することが、どういふふう  
に今度の協定の改定というものが影響していくか  
という問題については、どういふふうにお考えで  
しょうか。

○藤岡政府委員 何といひましても、現在はブレ  
トウッド体制が壊れたままの状態になっており  
ますので、これは今回、現状に立脚した現実的な  
ものといひえ、新しい通貨体制の枠組みが決まり  
ましたことは、世界経済に非常に安定的な要因を  
与えるのではないかと考へるわけでございます。  
具体的にはイタリアとかイギリスの通貨は非常に下  
落しておりますが、今度まとまりました協定のも  
とにおきましては、IMFの監視に従つてフロ  
ットをとりたい国はフロットをとつてもいいわけ  
ございませぬけれども、お互いに近隣窮乏化的な、

あるいは、つまり為替切り下げ競争的なことをし  
ないで協調していこうという体制がさらに強まる  
ということでございます。

○広沢委員 このいままでの二つの法案につ  
いては、残された二つ、いわゆる米州開銀の問  
題とOECD基金の問題につきましては、これは  
新しく今度加盟するわけでありまして、また、設  
置された問題であります。

そこで、まずOECDの問題について、二  
点、これも何一つおきたいわけでありまして、こ  
の法案に盛り込まれた基金協定は、OECD諸国の石  
油制限戦略に対して、いわゆる主要石油消費国  
グループの結束を固うとするねらいがあるのでは  
ないかというふうに言われているわけでありま  
す。このようなOECD加盟国の行動がかえつて  
OECD諸国の態度を刺激するのじゃないか、外  
交関係の悪化とか、ひいてはわが国の経済に対  
する大きなマイナス要因になるのではないか、こ  
ういふような問題が一つあるわけでありまして、こ  
の点についてはどういふふうにお考えになってお  
られるのか、ひとつお答えをいただきたい。

○藤岡政府委員 石油問題一般、それから石油の  
価格の大幅引き上げに基づいて発生いたしました  
国際収支の大きなアンバランスの問題を処理する  
際には、一部には確かに、産油国に対し消費国が  
団結して当たろうという考え方がなかつたわけ  
でございますが、今回のOECD金融支援基金  
協定をまとめます際におきましては、そういうこ  
とでは問題の円滑な解決にならないというこ  
とで、OECDの加盟国はそれぞれ経済力もござい  
まして、お互いの信用で市場から資金が調達でき  
るといふことでございませぬので、相互支援の、主  
として市場から調達する資金をつくらなければ  
ございませぬ。決して産油国と対決するということ  
ではない。このことは協定作成の作業を通じて、  
日本、私どもから非常に強く申し上げて、でき  
上がった案は対決色のないものになっておるわけ  
でございます。

○広沢委員 それは当然あるべき姿であるわけ  
でございますが、特にこういふ石油危機に端を発した  
いわゆる国際収支の改善あるいは貿易制限等  
のいろいろな問題に対応するためにOECD諸  
国がこういう基金をこしらえて守り合おうとい  
ふ受け取り方をされたいとも限らない、あ  
るいはそういう事態が起らないとも限らない、  
こういう問題があります。特にアメリカが中心  
になっておるわけでありまして、先ほどからも  
いろいろお話がありましたけれども、アメリカの石  
油の自給率というのは圧倒的に低いわけであ  
り、OECD諸国に依存している割合もわずか  
九%かそこらということ。それに引きかえて  
わが国は大半がOECDに依存しているという形  
でございますから、この運用いかんによっては大  
きな問題になるのではないかと、これが心配され  
るわけでありまして、この基金に入るに当たつて  
はそういう色彩がないように十分な配慮をして  
いかなければいかぬ、こういふふうにお考え  
でございます。その点についてはどういふふう  
に、んだという点でございませぬけれども、決してそ  
ういふ事態にはならないという考え方をもう一度  
確認していただきたいと思ひます。

○藤岡政府委員 先生おっしゃいますように、確  
かに協定自身は対決色のないものになったわけ  
でございますが、今後の運営につきまして注意を  
しなければいけないということでございます。今  
後、この基金の運営は、ここにもございませぬ  
に運営委員会というものがございまして、そこで運  
営の責任を持つわけでございます。日本からも  
重要事項はこの協定によりまして全会一致ある  
九〇%の多数決ということになっておりまして、  
ものによつては三分の二の多数決というのがある  
わけでございますが、わが国は一一・七%のシェ  
アを持っておりまして、それだけの投票権がござ  
いますので、重要なことを決めます際には日本の  
発言を無視してはできないという仕組みになってお

りますので、今後の運営に当たりましても十分注意をしたいと思います。

○広沢委員 この基金がOEC D加盟国の緊急避難的な意味から貸し付け権限を二年間とした。これは二年が悪いという意味ではありませんけれども、いまの世界の経済の状態から見まして、先進主要国が立ち直り始めていっているといえますけれども、まだまだこれから非常に不安が残っておりまして、こういう情勢の中で貸し付け権限を二年とした理由はどうなのか。また二年間でさきに述べました諸問題が解決できるという確信、いまの主要国の国際収支の動向とらみ合わせてその点をどういうふうにご考慮しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○藤岡政府委員 確かにこの基金は二年間ということ、いわば臨時措置としてきたわけでございます。と申しますのは、先般、石油価格の大幅引き上げという事で非常に大きな影響を世界の国際収支に与えたわけでございます。七四年に産油国の經常収支の黒字は六百四十億になったわけでございますが、こういう事態がいつまでも、五年も十年も続くという事はとも考えられないことでございます。現に各方面の試算によりまして、一九八〇年ごろにはほぼ均衡に達するのではないかと。その前に、産油国によりましては赤字に転化する国もあるようでございます。したがって、一番大事なものはこれからの二年間を無事に乗り切るということでございます。万一、二年たちましても思うようにいかないと、この基金の延長をしなければいけないという事態、これはないことを祈っておるわけでございますが、そういう際には、再び国会に来てその御審議をお願いすることになるかと思われま。

○広沢委員 それでは最後に、米州開銀の加盟について若干伺っておきたいと思ひます。

この開銀が設立されてから十六年を経過しているわけでありましても、今日、日本がこの銀行に加盟して、この法案によりまして出資をしよ

うとしておられるわけでありましても、その理由というのは那辺にあるのか。加盟によるメリットと言つたらおかしいかもしませんが、そのメリットは何なのか。その点をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○菊地政府委員 従来日本は、中南米の諸国に對しましては二国間の経済協力関係をずっと維持してきたわけでございます。先ほど申し上げましたように政府レベルの援助、それから輸出入銀行の借款とか東銀の参加証券とか、それからいろいろなるな私募債だとか、そういったことで民間レベルで協力してまいりました。また、これはブラジルが主でございますけれども、民間投資としてたとえば製鉄とか造船とか、そういうことに協力してまいりましたわけでございます。

そこで、今回、そういったバイラテラルの関係からこういうマルチの機関、つまり地域関係の機関を通じて中南米の諸国に對して協力をしよう。それで、先ほどちょっと間違えましたが、従来米州開銀銀行に對する資金協力というものはやってきましたわけでございますが、今回、域外加盟国として正式に参加することによりまして、中南米諸国に對する経済協力を従来以上に積極化してまいりたい。それから、これは御承知のことでございます。中南米には在留同胞が八十万ぐらゐると思ひますが、こういった日本と特に緊密な関係にありま中南米諸国との関係をより一層緊密にし、これらの諸国との友好関係の増進を期したいという念願からでございます。

○広沢委員 この銀行の目的は、中南米諸国の経済的社会的開発の促進に寄与する、これは協定の目的と任務の中に載っておりますけれども、この銀行が今日まで十数年間に、中南米諸国の経済的、また社会的開発のためにどのような貢献をしてきたのか。いままでも加盟してなかつたが国初め域外国がこれから加盟することになるわけでありましても、いままでもこの開銀銀行が果たしてきた役割りといひますが、それについてどういふ評価をしておられるのか。具体的に例を挙げると、たと

えばGNPの伸びだとか、あるいは具体的にプロジェクトでこういう成果を上げておるとかですね。単なるおつき合ひで入って行くわけではありませんから、そういう意味において、いままでも話がありましたように、わが国は中南米に對して、二国間の援助方式を通じてこれまでにも力を入れてきておられるところでありま。したがって、ここに加盟するに当たつての二つの評価といひまつか、それはいままでも言つたことを一応検討しておく必要があるのではないかと、こういうふうにおもひます。その点についてひとつ具体的に例示をさせていただきたいと思ひます。

○菊地政府委員 OEC Dの中に開発援助委員会というのがございますが、そのDACの統計によると、DAC諸国はこれからの域外加盟国になる国が多いわけでございますが、こういった域外国は従来中南米地域に對して、一九七四年じゅうに十四億五千万ドルの開発援助をやっておりますが、そのうちの一八%が米州開銀委員会を通じて供与されているということでございます。したがって、この米州開銀銀行が米州の域内諸国の経済、社会発展にいかん貢献したかということはこの数字でわかると思ひます。ちなみに米州諸国に對する援助をやつた単一の国としては米州諸国が最大でございます。これは一九七四年の統計でございますが、二億八千万ドルを援助しております。その数字でわかりますように、米國の方がむしろ七四年だけとれば米州開銀銀行よりも援助をしておられることになりま。

それから次の御質問の、米州諸国がどの程度所得水準とか外貨準備がふえたかということに關しましては、数字はございますが、概括して外貨準備その他ふえております。ただ、例外だけ申し上げますと、アルゼンチンとチリとウルグアイ、これがたとえ六〇年末と七五年末を比較しますと減少しているということになっております。

○広沢委員 それからもう一つ伺つておきたいのは貿易関係です。わが国との政治的、経済的關係においていわゆる貿易關係はどうなつておられるのか。それから円借款を含めて二国間の経済協力の關係がどうなつておられるのか、これもひとつ概略御説明いただきたいと思ひます。

○菊地政府委員 わが国と中南米諸国との貿易の現状でございますけれども、中南米と日本との貿易は、戦争直後はわが国の入超でございますけれども、七一年以来出超でございます。七四年の統計でございますが、輸出で五十一億ドル、輸入が二十七億ドルで、日本が二十四億ドルの出超となつております。去年の十一月の段階でも二十億ドルの出超になっております。

これでおわかりのように、若干の国につきまして片貿易の問題だとか日本の貿易が特定の国に偏重しているというふうな問題はないと思ひます。せいぜい、おおむね順調に推移しているというふうにご申上げられるのではないかとと思ひます。

それから借款その他の数字でございますが、中南米諸国に對しましてはいろいろな形の経済協力をやっております。技術協力を主とした無償資金協力もございまして、それから政府借款というものもございまして、この円借款の数字を御参考までに申し上げますと、一九七五年で中南米に對しましては五十七億円、これが先ほど申し上げました総額三千二百二十六億円の一・八%になっております。

それから対象国は、一番主たるものはボリビア、ペラグアイ、ペルー、チリ、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル等々となっております。そのほか輸出入銀行のバンクローン等ございしますが、省略させていただきます。

○広沢委員 そこで、米州開銀銀行がこの時点に及んで十二カ国に及ぶ域外国の加盟を求め、十数年たつてから求めるわけでありまが、その理由が、確かに冒頭に大蔵大臣の趣旨説明の中にはございしたけれども、じゃ、いままでもどういふわけに加盟できなかったのか、あるいは今

後十二カ国以外にも域外から加盟を予定されている国があるのかどうか、いままではなかったわけであり、それを今度は十数年たつて十二カ国だけは域外国として加盟することになる。それ以外にはもう認めてないのか、その間の事情をひとつ御説明いただきたい。

○菊地政府委員 米州開発銀行が業務を開始いたしましたのは、御承知のように一九六〇年でございますが、実は、この米州開発銀行というのは非常に地域性の強い銀行でございます。たとえは、同じアメリカ大陸にあるカナダでも、その加盟は若干おくられているというところでございます。しかしながら、そういった地域性が強いということとは一つの特徴でございますが、他方、融資の資金源としては、ほかの地域銀行に比べて資金規模は確かに多いわけでございますけれども、それでも十分ではない、融資の需要に應じ切れないというようなことで、ここで域外の先進国に対して門戸を開く。それで、その域外の加盟国からの今回設けられます地域間資本というものに出資してもらおう、そのほか、従来よりありました特別業務基金に対しても拠出してもらおうということによって、いわゆる事業規模を拡大することによりまして増大する中南米の発展途上国の資金需要にこたえたいという願望がございまして、他方、今度は域外国としても、こういった中南米の国に対する資金協力を米州開発銀行を通じて行っていきなさいという願望がございまして、これが合致した結果、七二年、基本的な妥結を見たということでございます。

○広沢委員 そこで、中南米地域でこの銀行に加盟してない国が四つあるわけですね。特にキューバ、このキューバは加盟したいが銀行側から加盟を認めないのか、あるいは、そういうことはないのだけれどもキューバ側でそれを拒否しているのか、あるいは将来においてそういう加盟を申請しているのか、わが国の考え方、これはまだ加盟してないわけですから、してからの話になるのですね。

けれども、一応加盟することを前提にして考えている以上、それに対する考え方を承けておきたいと思っております。

というのは、これは、この任務や目的にありますように、経済的、社会的の促進に対してやっつこうというところでございまして、政治的やいろんな関係というものはこの開発銀行は考えないというところであります。しかしながら、この設立後今日まで、ほとんどがアメリカを中心とした、むしろアメリカに頼ったと言った方がいんじゃないかと思つておりますが、そういう形での運営がなされてきているように思つておられます。そういうふうな目的はこの協定の中にはっきりはいたしておられますけれども、その運用に当たって、冒頭にも申し上げましたような色彩があつてはならないと思つておられます。その点どういふようにお考えになつておられるのか、御意見を承りたいと思つておられます。

○菊地政府委員 御指摘の最後の方からお答えをいたしますと、今後の運営につきましましては、域内の発展途上国の投票権比率が高くなつておられます。米国の投票権比率も高いわけでございますけれども、それよりも過半数を域内の発展途上国が占めているということもございまして、今後域内の発展途上国中心の運営というものを確保していくということは今後も努力していきたいというふうに考えておられます。

それからキューバとの関係でございますが、キューバは米州開発銀行のそもその生みの親であります。最初そのメンバーでございまして、その後事実上の除名というふうになつておりました。しかしながら、この米州開発銀行そのものの設立が協議された場合には、実はその交渉段階ではキューバの代表も顔を出しておたわけでございますが、結局、米州開発銀行設立協定というものに加盟国にはならなかつたという事情がございまして、その後御承知の米州とキューバとの関係がございまして、それから去年ですか、米州機構でキューバとの外交関係は、米州機構の加盟国

がどういふ行動をとろうと、つまりキューバとの関係をどういふふうにしよと自由であるという行動の自由決議というものが実は採択されたわけでございますが、その後も実はキューバとの関係を従来より改善したという国はないわけでございます。ちなみに米州機構の中でキューバとの外交関係を持つておる国は十一カ国でございます。そういった次第でございまして、この米州開発銀行との関連ではキューバとの関係が今後大きな展開を見るというふうには見ておらない次第でございます。

○広沢委員 約束の時間を過ぎておりますので、最後に大蔵大臣に一つだけ基本的な問題をもう一度お伺いしておきたいと思つておられます。いま米州開発銀行の問題が問題になつておられますので、このことに関して聞いておきたいと思つておられます。

中南米諸国とは円借款を含めて二国間の経済協力をずつと行つてきておられるわけでありませぬ。特に中南米諸国を対象として今後は二国間の協力を主体にしていくのか、それとも米州開発銀行に出資する、今回こういふふうに加盟して出資するわけですが、国際機関なりあるいは多数国による協力を推進していくこととなるのか。政府の経済協力に対する姿勢、大蔵大臣の考え方、これをひとつ明確にしたいと思つておられます。

○大平国務大臣 沿革的にながら国は、ブラジルでございましてか、メキシコでございましてか、ペルーでございましてか、アルゼンチンでございましてか、そういった国々との間にバイラテラルな、つまり二国間の経済関係、濃密でございまして、移民もたくさんおられます関係もございまして、二国間の今後の経済協力というものをやめてマルチの国際機構に全部シフトしてしまふというふうなことは、私はできないと思つておられます。やはり従来のルートでお話し合いがつかぬものも現にありましますし、今後ともそういう道も手がたく尊重して固めてまいる必要があると思つておられます。同時に、きょう御審議をいただいたておられます。

形における仕組みにおきましての日本の参加というものにつきましても、冒頭に申しましたように、応分の日本の貢献というものはやはり考えてまいらなければならぬというのが日本の立場であるかと思つておられます。

○広沢委員 最後に一言申し上げておきますが、別に二国間の経済協力がなくなるといふ意味じゃありません。当然、国と国との間の経済協力というものは続いていかなければならぬ問題でございます。しかしながら、他面、いま言うように多数国間のこういう経済援助の方式というものはだんだん地域ごとにより高まりを見せておられます。またわが国も積極的にこれに参加しようと思つておられます。ですから、今後の経済協力のウェイトというものをそういう多数国間の経済援助方式に移していくのか、あるいはやはり従来どおり二国間の経済援助の方式にウェイトは置きながら必要にふうな多数国の経済援助というものはその必要に応じて考えていくのか、その点の考え方を伺いたしたわけですが、もう一度お答えいただきたい。

○大平国務大臣 中南米に關しまして、やはり二国間の経済協力が主になりまして、多国間の協力はまあ伴奏的なものではないかと思つておられます。

○田中委員長 終ります。

○武藤(山)委員 大臣、いよいよ会期をわずかにして、きょうから審議に入った四法案が批准完了するかどうか、大臣の見通しいかがでございますか。

○大平国務大臣 精いっぱい、残された時間、説明に努めまして、国会の御理解を得て成立を目指していただきたいと念願しております。

○武藤(山)委員 これは幾ら理解を示しても、恐らくもう参議院で審議の時間がなくて時間切れになる公算大だと思つておられます。その際に大蔵省の説明によると、OECD関係法案は五月末までに批准しないと、また米州開発銀行の場合は六月末までには批准しないと大変なことになるんだ。大変なことになるんだという中身は、何か国益を相当

損なうのかどうか、この辺、大臣いかがですか。大臣、知りませんか。知らなかったら、知らないからだれに答えないかと言ってください。

○藤岡政府委員 まずOECDの金融支援基金協定でございますが、これが自動的に発効いたしましたのは九〇%の批准が集まったときでございます。わが国のシェアは一・七%でございます。

で、日本が御承認いただきませんと全体が自動的ににはまともならない。しかも期限が五月ということになっておりますので、そういう関係でも日本がおくれたためにこの基金ができなくなるということになりますと、その意味におきまして非常に日本の国際的な信用にもかかわると言えるのではないかと思います。

それから米州開銀でございますが、米州開銀は一般規則にございますように、八つの加盟国、その中には四つの大口の国を含めまして御賛同が得られた場合に全員そろって加盟するという事になっておるわけでございます。いまドイツとイギリスとスペインという大きな三つの国が国内手続を終わっておりますので、あと日本さえ終われば全部その要件が揃って一斉に加盟ができるということになっておるわけでございます。今週の初めから月火水とメキシコで米州開銀の総会が開かれておりまして、できましたらそのときに集まっております域外加盟国予定の各代表がメンバーとして参加したいという希望がございまして、外国の方からも日本に非常に強い陳情があったわけでございます。そういう意味で、ほかの国におきましてはすでに予算も組んで米州開銀に出せる準備をしておりますに、日本がおくれたためにそれが出せないということになりますと、経済協力の見地からも非常に好ましくないことではなからうかと思っております。

最後にアフリカ開発基金の方は、払い込みの期限が六月ということになっておりますので、そういうようなタイムリミットがあるわけでございます。○武藤(山)委員 いま国金局長が答えたように、

五月までに批准ができないとOECDの原加盟国になれない、しかもこの金融支援基金が発動しないという重大な歴史的段階にま立っている。大変重要だと思いますが、大臣、これを切り抜けるためにこれからわずかに残された二日や三日ですが、可能性あると見ておりますか。

○大平国務大臣 希望を失っております。

○武藤(山)委員 この政治責任は大変大きいと思うのでありますが、いずれにしても国際的な信用を失墜する大きな問題であることは間違いありません。

第二にお尋ねをいたしたいのは、世界のそれぞれの国の金融援助をするシステムはいろいろある。IMFもあれば世銀もあればあるいは市中銀行から借りる、いろいろな手だてがありますが、OECDはどっちかといえば各国国内経済を大所高所からながめてサセクションし、世界全体の経済をうまく運営しようという本来の任務がある。そのOECDの機構の中に今回金融支援基金というのをつくらなければならぬ積極的な理由ですね。もつとIMFならIMFのところであらう。資金援助というものをやるシステムをきちんとくつたらいいのではないかと感じもする。なぜIMFから離れて別にOECDでこういう資金援助をせざるを得なくなるのか、その積極的な理由をまず明らかにしてください。

○藤岡政府委員 このたびの石油価格の大幅な引き上げによって起こりました国際収支の不均衡の規模は非常に大きなものでございます。七四年に産油国の經常収支の黒字は六百四十億ドルになりました。それに見合ましてOECDの赤字は三百億ドルに上っております。それから非産油発展途上国その他は三百億ドル以上になったわけでございます。もとよりIMFは世界的な機構でございますので、できる限りIMFを利用するということは必要でございます。そのために今般の増資をお願いしておるわけでございます。それから石油危機発生後オイルファシティーというものをつくりまして、IMFが産油国からお金を借

りて赤字で困っている国に回すということもしたわけでございます。その他今回のジャマイカの会議におきましても、通常の引き出し枠を四五%拡大するとかあるいは金を売りましてその差益でトラストファンドをつくって開発途上国のために融資をするというふうな取り決めもできたわけでございます。これは主として開発途上国向けのスキームでございます。先進国の方まで十分にお金を回すだけの余力はございません。また他方先進国の方は自国の信用力で市場から資金を調達する力もあるわけでございます。そういうところに着目をいたしまして、OECDの加盟国がお互いに助け合って、困った場合にいわばその担保をして市場から資金を集めようということで今回の大きな相互支援の基金ができたわけでございます。

○武藤(山)委員 そうするとOECDは二十四カ国で数も少ない。そして先進国家だ。それをIMFで資金援助をするというプール資金でやると、開発途上国の方からみんな先進国に使われちゃったというあるいは非難が出る場合もあるだろう、そういう配慮、これも一つある。それから今度の場合には基金は具体的に現実に融資をするのではなくて、どっちかという保証の手だてをきちんとするのだ。したがって先進国家は市中銀行からも借りられるし、あるいはIMFからも借りられるだろうし、あるいはECの援助協定からも借りられる国もあるだろう。だから保証だけで融資をしやすくしてやるといういわゆる開発途上国との摩擦、不信任感、そういうものをできるだけ受けたい別個な独立したシステムにした方が得策だ、大体そんな考え方ですか。

○藤岡政府委員 大体いまおっしゃいましたとおりでございます。なお、ちょっと補足いたしますと、そういうこととございますので、この基金をOECD加盟国が現実利用するというのはIMFとかその他の金融機関を尽くした後という意味でラストリゾートである、しかもここにこういって最後の安全弁

があるという安心感を与えることによって、できればそれを使わないで済むようにしたいという意味でいわばセーフティベットの意味を持っておるわけでございます。

○武藤(山)委員 八千億円のそういう保証枠を日本国内の各県の保証協会みたいなものですね。そういう保証を真つ先に受けるだろうと予想されている国は大体どこですか。つくるかには恐らくそういう予想があると思うのです。しかも五月末までという大変急いでいる批准の話でもあるし、それはどういう状況ですか。

○藤岡政府委員 この二十四カ国のうちいわれる大國と言われますのは七カ国でございますが、その中でいま大きな黒字を出しておりますのはアメリカとドイツだけで、あとは赤字国でございます。それから、この七カ国を除きました残りの十七カ国のうちベルギー、オランダ等一部の国を除きますと、経済規模に比して相当大きな赤字を補っておるわけでございます。しかし、具体的にどの国が真つ先に借りにいくかということは、まだそういう意向をその国が表明しておるわけございません。こちらの方からあの国は危なく借りにいくのじゃなからうかということも申しますのはちょっと差し控えたいと存じます。

○武藤(山)委員 いずれにしても四時までというわずか四分です。はしよって質問をしないで、とても言い尽くせませんので、次の問題に入りますが、IMFの今回の増資が平均で三三・六%、日本は三八・三%だ。特に日本が先進国家群の中では一番伸び率が多い、負担割合がふえた。なぜか。日本の国際会議における主張が弱腰であるからか、それとも本当に日本の経済がそんなに高く評価されるほど充実しているのか。このパーセントを引き受けた根拠は何ですか。

○藤岡政府委員 IMFの増資は、五年ごとに見直して必要に応じて増資を決定するということになっておりますが、この増資の全体の規模を決めますのは世界貿易その他国際流動性の必要額が中心となりますが、各国別の割り当ては各国の経済

力に依りて見直しをするということになっており  
ます。具体的な基準といたしましては、いわゆる  
ブレトンウッズ・フォーミュラというのをごさ  
いまして、各国のGNP、輸出額それから輸入額、  
輸出変動額、外貨準備額というような指標が使  
われておるわけでございますが、そういった幾つか  
の指標をどういふ割合で組み合わせるかという  
ことによつて結果が非常に動いてくるわけござ  
いますので、結局は、こういった経済指標をいろ  
ろ検討いたしますが、最後のには政治的に端数を  
整理するというふうなことになるわけございま  
す。

今回の増資の二つの特色は、最近の産油国の資  
金力の向上を反映いたしました。最初から産油国  
のシェアを、従来五%でございましたのを約一  
〇%にふやそうということが決まりましたわけござ  
います。そこで、この五%のふえた分をどこかの  
グループが負担しなくちゃいけないわけござい  
ますが、非産油開発途上国にのり寄せをするのは  
好ましくないということでは現状を置きまして  
いうことになりましたので、結局先進国グループ  
が全体として五%を減らす、その減らした中にお  
きまして各国の経済力を見て比率を調整するとい  
うことでもやりましたわけございまして、これが日本  
の場合には一番先進国の中ではふえたわけござ  
います。それに依りまして投票権もふえるとい  
うことで発言権がふえるという結果になるわけ  
ございまして。

○武藤(山)委員 具体的に日本の経済力が世界と  
比較してどこがどう伸びたということは積極的に  
数字をもって示されないと納得できませんけれど  
も、ただ従来の出資の順位が五位であるというこ  
とは変わってないわけですね。ですから従来の負  
担割合が日本は少な過ぎたんだ、だから今回は国  
力に見合ったように見直されたんだ、ちょっと数  
字を調べてみるとそれも受け取れる。だけれど  
も、いまのあなたの説明ではいろいろ生産やそう  
いう関係で日本は確かに先進国の中でも成長した  
からだ、こうおっしゃるのですが、ちょっと納得

いかぬですね、いまの話。いずれにしても今回三  
三・六%SDRをふやす、二百九十二億一千百万  
ドルだったIMFクォータを今度三百九十億SD  
Rにするという、この三三・六%という割り出し  
率は世界経済の成長率の五年間分を見込んで  
そうして準備資産というものをこの割合でふやす  
ことが、世界の流動性の背後に準備資産としてI  
MFがふやさなければならぬ目安なんだ。何を  
目安にこの三三・六%という数字は出てきたの  
か。

○藤岡政府委員 IMFのクォータ、すなわち出  
資金は国際流動性の大事な部分に当たりますの  
で、この増額につきましては五年ごとによつて  
おるわけでございますが、過去五年間の世界貿易  
の伸びを参考に決めておるわけございま  
す。

なおさつきの説明、ちょっとつけ加えさせてい  
ただきますと、日本のIMFにおきまして割り当  
て額は見直しをするたびにほかの国よりもふえてお  
るわけございまして、今回さらにふえましたの  
は、やはりここ数年間の経済力の伸張が著しかつ  
たということによるわけございまして。

○武藤(山)委員 このSDRが三三・六%ふえる  
というのは、やはり世界の経済成長率というもの  
を勘案する、あるいは貿易の伸び率を五年サイ  
ドで計算を直す、そういう形でこの率は出てくる  
のか、あるいはドルが過剰になり過ぎて、過剰ド  
ルというものを少々減らしてやらなければならぬ  
から、そのために一挙に減らすということではでき  
ないからこの程度のパーセントで徐々にドルの  
基軸通貨ではあるけれども、準備資産としてのド  
ルを減らさせていくという一つのねらいなのか、  
この三三・六%と決めた根拠をもう一回わかりやす  
く教えてください。

【委員長退席、森(美)委員長代理着席】  
○藤岡政府委員 三三・六%をふやしましたの  
は、世界貿易の伸びそれから世界経済の成長率等  
を勘案したわけございまして、世界貿易五年間  
の伸びはもっと高いわけございまして、貿易が

一〇%ふえた場合に資金が一〇%余分に要るとい  
う、必ずしもその比例関係にはならないわけござ  
いますので、この国際流動性はまた過剰になり  
過ぎますとインフレを招くというふうな問題もご  
ざいますので、貿易の伸びよりははやや低い、三分  
の一というところで全体の伸び率を決めたわけござ  
います。

なお、ドルが過剰であるからどうかということ  
につきましては、今回IMF協定の第二次改正で  
御審議になっておりますように、従来の金ドル本  
位制度から金の役割りを減らす、それから通貨の  
役割りも今後はそうふやさないで、全体的に流動  
性の管理についてもこれから配慮していかなけれ  
ばいけないという認識が背後にあるわけござい  
ます。

○武藤(山)委員 大体私に考えていたこと  
でありまして、世界経済がここ四、五年、十年  
インフレをずっと引き起こして、ドルのたれ流し  
の結果だ、こういう批判があるわけでありま  
す。国際流動性の推移を考えると、総準備と  
いうのが異常にふえた、まさに異常にふえた、そ  
ういう年がありますね。何年と何年ですか。

○藤岡政府委員 一九七一年に国際流動性は二  
九・九%、それから七二年に二一・三%、非常に  
大きくふえました。

○武藤(山)委員 国際金融局長の数字とこの大蔵  
省の国際経済特集二百八十八号、これと数字が  
大変違いますね。この大蔵省の統計資料を見る  
と、国際流動性の推移、一九七一年は四一・一%  
対前年比伸びていますね。それから七二年は二  
〇・九、七四年は二〇・一%という、まさに世界  
の経済成長伸び率をはるかに超える総準備の増加  
です。これは何に原因があると思いませんか。

○藤岡政府委員 ちょっとただいま欄を読み違え  
まして失礼いたしました。七一年の増加率は、  
おっしゃいましたように四一%でございます。こ  
ういふふうな七一年、七二年、ことに七一年に非  
常にふえましたのは、その国際流動性の中身を分  
析してみますと、ドルが非常にふえておるわけ

ございまして、七一年はいわゆるニクソン・ショッ  
クのあった年でございまして、米国内から見まし  
て対外的債務が五百億ドル程度ふえておりま  
す。また七二年も引き続き六百億ドル程度ふえて  
おりまして、これは国際流動性の総量の増加に大  
きく寄与したのではないかと思えます。失  
礼いたしました。いま申し上げましたのは、米  
国の対外的債務の七一年におきます残高でござ  
います。同じく六百億と申しましたのは七二年の残  
高でございまして。

○武藤(山)委員 このようにアメリカが一國通貨  
を節度なく一年間に四一%も札の量をふやしたの  
では、世界のインフレというのはとまるはずがな  
いんですね。またいつそういうことをアメリカがや  
らないとも限らない。絶対やらぬという保証はあ  
りませんか。今後はもうそういうことは絶対ない  
という保証は国際的にあるのですか。

○藤岡政府委員 国際通貨制度改革に当たりまし  
て一つの大きな問題点は、流動性の管理をどうす  
るかということであつたわけございまして。これ  
は非常にむずかしい問題でございまして、ナイロ  
ビでまとまりました通貨制度改革概要におきまし  
てはかなりの程度それが触れられておつたわけ  
ございまして、やはりいろいろ通貨交渉を通じて  
して現実問題としてなかなかドルの流出を数量的  
にコントロールするのはむずかしいということ  
ございましてけれども、これからのIMFにおきま  
して国際流動性の管理を大きな問題として取り上  
げていこうというふうな意見も大分有力になつて  
きておりまして、IMFが各国の経済を見ます場  
合に、これは一つの大きな着眼点になるかと思  
います。

○武藤(山)委員 一九六五年の流動性の増加はわ  
ずか二・九%、六六年が二・三%、六七年が二・  
三%、六八年が四・二%、それから六九年が一・一  
です。しかるに七〇年になると、途端にはね上  
がって一九七〇年は一九・一%、七一年が先ほど  
の四一・一、七二年が二〇・九、七三年が一五・  
五、七四年が二〇・一の増加であります。大蔵大

臣、アメリカが一九七〇年からこのように年間四〇%もドルをたれ流すという、こういうことでは世界経済が本当に安定的に発展するはずがないと私は思うのであります。

〔森美〕委員長代理退席、委員長着席

あなたはランブイエ会議にも出かけ、またジャマイカ会議にも出かけて、アメリカの首脳とも、世界各国の蔵相、銀行総裁ともお会いをして、こういうアメリカの無責任なドルのたれ流しに対して、何か日本の大蔵大臣として見解をお述べになりましたか。アメリカに忠告をするような態度をおとりになりましたか。ひとつ大蔵大臣としての御意見を伺いたいと思っております。

○大平国務大臣 私が大蔵省へ参りまして以来のアメリカでございますが、だんだんと黒字に変わってまいりますが、マネーが改まってまいったようでございますので、私の演説で特にアメリカの自制を促したという経緯はございません。しかし、仰せのようにそれより以前の段階におきましては、ドルのマネーは決してよくなかった。それが世界のインフレの大きな原因を形成しております。これは御指摘のとおりだと思っております。

○武藤(山)委員 国際金融局長、金の供給源あるいは生産量、この資料によると、一九七四年が九百八十五メートルトンと、トンで出していますね。これはいま、日本の為替相場で計算すると、年間どのくらい金は生産されるのですか。

○藤岡政府委員 正確にはいま計算をしておりますけれども、大体従来公定価格で言いますと十二億あるいは十三億ドルというふうな新規供給がございました。

○武藤(山)委員 そういたしますと、いま世界の流動性は、七五年の統計で二千二百七十七億三千七百万ドルですね。この二千二百七十七億ドルの世界の準備資産を成長率四・五%、OECD全体で平均しちゃうと四・〇から四・五、貿易は平均六・六程度、そういたしますと、一〇%にして二百ですから百分の一ですか、金の生産量は

百分の一ないんだな。百五十分の一ぐらいです。大体そこらですか。――国金局長、金のこれからの地位ですけれども、IMFでは現在持っておる、六十億ドルあつたかな、ちょっと忘れたが、六十五億ドルか六十七億ドルか、IMFの金を四分の一を四年間で売却してそれを開発途上国の援助に充てよう、あるいはまた四分の一をそれぞれの出資国に金を返す、こういうことですね。金というのは、一体通貨の面で準備資産としてまだこれからは各国は金をずっと後生大事に維持するの、それとも、もうSDRというものの準備資産に移って行って、ドルは依然として基軸通貨であることは間違いない、流通手段としてはドルが使われるが、金とドルとの関係というのはどういうことになっていくんでしょう。

○藤岡政府委員 金の国際通貨制度におきます役割りについては、このたびジャマイカでまとまりました合意、それに基づいてIMFの協定改正を御審議願っておるわけでございますが、IMF協定あるいはその国際通貨制度におきましては、役割りはだんだん減っていくことになっております。

ただし、そういうふうな変化がございまして、金の値打ちと言いますか、対外的な、いざという場合に役に立つという値打ちがなくなつたというわけではございません。したがって、国によって金選好の強い国、弱い国等いろいろあるうかと思つて、こしはばらくの間は、各通貨当局は相当量の金を保有し続けるといふことかと存じます。

○武藤(山)委員 結局SDRというのはお互いの信頼に基づいてつくった準備資産ですね。このSDRが結局やはり二十年、三十年の歳月を経ると、いまのドルのように信頼を得られないような運命をたどるのか、それとも全くドルとは違つてドルは金というものを基礎に置いたために三十年でプレントウズ体制というのの崩壊をしたけれども、SDRの場合は将来そういう心配は全くないのか。また過剰になつて、これがインフレの原

因になり、結局は世界の信頼を得られなくなる、そういう性質はSDRには全くないか見ていいのかどうか、それはどうでしょう。

○藤岡政府委員 SDRは、先生御指摘のように国際的な信頼によって生まれ、かつ育っていくものでございます。これを当初つくりましたのは一九七〇年でございますが、そのときの考え方におきましては、むしろ当時ドルの流出も少のうございまして、世界貿易等を賄うための流動性の増加が年四十ないし五十億ドル要るのではなからうか。ところが、金の方はせいぜい五億ドルぐらいしか出てこない。それからアメリカの方から出てまいりますドルもせいぜい五億か十億ドルぐらいではなからうかということ、年間三十ないし三十五億ドル程度のSDRを発行しようということ、七〇年に発行したわけでございます。これは三年間続きますので、全部で九十三億SDR発行したわけでございますが、その後、さつき御指摘になりましたようにドル準備が非常にふえまして流動性過剰になりましたので、SDRの新規発行は見合わせておるわけでございます。

そこで、将来SDRは国際流動性の中心を占めるかどうかということになりますと、これは相当な時間かかる仕事ではなからうかと思つて、現在、ドルが世界におきまして実際の取引通貨として使われておりますし、また、通貨当局によって支払い準備として持たれておりますので、一挙にこれをSDRにすりかえることはむずかしいかと思つて、もちろん通貨制度改革の議論におきましては、できるだけ早目にSDRに振りかえて、国際流動性の管理もよりよくできるようにしようではないかという意見もあつたわけでございますが、なかなかそういう理想的な姿に持っていくには時間がかかるかと存じます。

○武藤(山)委員 大変集まつたようでありまして、この辺で結論にいたしますが、政府は再三開発途上国への援助には国民総生産の二程度海外援助に向けると言つて、その開発途上国からの要請にこたえよう。――政府直接援助、民間援助、

二つの道筋がありますが、政府援助で先進国がそれぞれ目指しているのは〇・三三%ぐらい。ところが日本の一九七四年はまだ〇・二五%ぐらいだ。まだそういう世界の先進国が目指しているところまで行っていない。このことについて財布を預かる大蔵大臣として今後どう対処すべきか、所見のほどを伺つておきたいと思つて。

○大平国務大臣 数年前のUNCTADの会議で愛知代表が、年限は確約いたしませんでしたがけれども、GNPの二%を目標にいたしまして政府援助をふやしていく政府の意向を表明いたしましたことは御指摘のとおりでございます。その後の経過を見ておると、先進各国は、武藤さんおっしゃるように〇・三五前後のところでございますが、わが国の場合は〇・二三とか〇・二五とかいうようなところで低迷いたしております。これは、御指摘のとおりでございます。しかし、その後、ドイツもアメリカも若干景気の後退を反映いたしまして、わが国と同様なレベルのところは落ちてまいっておつたようでございます。しかし、いづれにいたしても、政府援助の額をふやしてまいること、そういう方向に努力してまいらなければならぬことは、政府の方針でございます。まして、財政事情の許す限り極力その道標に向かつて鋭意努力してまいることが当然の責任であると考えております。

○武藤(山)委員 約束の時間ですから、終わります。(拍手)

○田中委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○田中委員長 これより討論に入るのであります。各案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

これより順次採決に入ります。まず、経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。大平大蔵大臣。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大平国務大臣 ただいま議題となりました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年に設立されて以来、船舶及びプラントの延べ払い輸出を中心として、輸出入及び海外投資に関する金融を行い、貿易を主とするわが国と外国との経済交流の促進に格段の寄与をいたしてまいりましたことは、御承知のとおりであります。

日本輸出入銀行の業務活動は、設立以来輸出の振興に重点が置かれてまいりましたが、昭和四十年代に入つて、エネルギー資源を初めとする重要資源の長期安定的な確保が、わが国経済の今後の発展のため重要な課題になるに及び、同行は輸出金融に加え、輸入及び投資金融等各種の金融形態を通じて、海外資源の開発案件に対しても積極的な融資を行つてきております。また、融資対象地域につきましても、顕著な拡大傾向を示しております。

すなわち近年、中近東を初めとする産油国並びに中国、ソ連といった共産圏諸国における経済開発の進捗に伴い、わが国からこれら諸国に対する大型プラントの輸出案件がとみに増大しておりますが、これに対して、日本輸出入銀行の金融が大いに活用されておるのであります。

このような日本輸出入銀行の融資における基本的な趨勢に加えまして、昭和五十一年度におきましては、経済運営の第一の目標として、景気の着実な回復と雇用の安定が挙げられており、そのためにも貿易の拡大に特に配慮する必要があると見ましても、日本輸出入銀行の活

動に期待されるところは大きいものがあります。

日本輸出入銀行がこうした今後予想される資金需要に弾力的に対処し、その業務の円滑な運営に遺憾なきを期していくため、ここに、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その概要を申し上げます。

第一に、借入れの限度額を引き上げることです。

日本輸出入銀行の借入金限度額は、現在自己資本の四倍と法定されておりますが、今後も引き続き増大が見込まれる資金需要に対処していくため、この限度額を、後に述べます外貨債券の発行額の限度と合わせ、自己資本の十倍に引き上げることとしたしております。

第二に、日本輸出入銀行と協調融資を行う金融機関の範囲を拡大することです。

現在、輸出入金融及び技術提供金融については、日本輸出入銀行と協調融資を行う金融機関は、銀行、長期信用銀行及び外国為替銀行に限定されておりますが、このたび、中堅及び中小企業が日本輸出入銀行の資金を一層容易に活用し得ることとしたしております。

第三に、日本輸出入銀行が大蔵大臣の認可を受けて外貨債券を発行することができるようにすることです。

現在、同行の資金調達の方法は、政府からの借入れ及び外国の銀行その他の金融機関からの外貨資金の借入れに限られておりますが、今後予想される資金需要の増大に備え、資金調達手段の多様化を図るため、日本開発銀行の例に準じ、外貨債券の発行について新たに規定を設けることとしたしております。

なお、同行の発行する外貨債券に係る債務につき、政府が予算の定める限度において保証することができるようになる等、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上の、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来る二十一日金曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時八分散會

經濟協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案

經濟協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、經濟協力開発機構金融支援基金(以下「基金」という)への加盟するために必要な措置を講じ、及び經濟協力開発機構金融支援基金を設立する協定(以下「協定」という)の円滑な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別引出権 協定第三条第一項(a)に規定する特別引出権をいう。

二 実際上交換可能通貨 協定第七条第五項(b)に規定する実際上交換可能通貨をいう。

三 貸付予約 協定第七条第二項に規定する貸付予約をいう。

(基金との取引等)

第三条 政府は、当分の間、外國為替資金特別會計の負担において、次に掲げる取引を行うことができる。

一 二十三億四千万特別引出権に相当する金額の範囲内で行う実際上交換可能通貨による基金への貸付け(基金に対する貸付予約を含む)

む)又は他の加盟国(基金の加盟国をいう。以下同じ)が基金に対して有する貸付債権の当該他の加盟国から実際上交換可能通貨による譲受け

二 基金から実際上交換可能通貨による借入れ又は我が国が基金に対して有する貸付債権の他の加盟国へ実際上交換可能通貨による譲渡し

(基金への貸付け等のための資金の借入れ等)

第四条 政府は、前条第一号に掲げる貸付け(同号に規定する貸付予約の履行を含む)又は譲受けのため必要がある場合には、外国為替資金特別会計の負担において、同号に規定する金額の範囲内で、日本銀行、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十一条に規定する外国為替公認銀行又は外国にある外国銀行から、実際上交換可能通貨により預入を受け又は借入れを行うことができる。

第五条 前二条に定めるもののほか、協定の履行のため必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及びアフリカ開発基金」を、「アフリカ開発基金及び経済協力開発機構金融支援基金」に改める。

3 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則中第十七項を第二十一項とし、第十六項を第二十項とし、第十五項を第十九項とし、第十四項の次に次の四項を加える。

15 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第二号)以下「加盟措置法」という)第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をい

う。以下同じ)は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け(同号に規定する貸付予約の履行を含む)及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

16 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、この会計の歳入又は歳出とし、当該収入又は支出は、第十三条及び第十四条に規定する収納済額の合計額又は支出済額の合計額に含めるものとする。

17 この会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

18 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

理由

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴い、同基金との間に資金の貸付け及び借入れ等の取引を行うことができることとする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案  
アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関

する法律の一部を改正する法律  
アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律(昭和四十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、基金に対し、同項の計算単位による三千万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

アフリカ開発基金の出資の額が増額されることとなるに伴い、我が国が出資するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、米州開発銀行(以下「銀行」という)に加盟するために必要な措置を講じ、及び米州開発銀行を設立する協定(以下「協定」という)の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資等)

第二条 政府は、銀行に対し、協定第二条第一項(a)に規定する合衆国ドルによる五千六百九十七万ドルに相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、協定第四条第一項に規定する特別業務基金に充てるため、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる。

(国債による出資等)  
第三条 政府は、前条の規定により銀行に出資し又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は拠出することができる。

2 前項の規定により出資し又は拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「米州開発銀行」と、「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)の規定にかかわらず、協定第十四条第四項の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「アジア開発銀行」の下に「、米州開発銀行」を加える。

理由

米州開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び同銀行の特別業務基金に充てるための拠出等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案



国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（銀行への出資額）」に改め、同条第一項中「基金及び」及び「、それぞれを削り、「国際通貨基金協定第四条第一項（a）」を「国際復興開発銀行協定第二条第二項（a）」に改め、同条第二項中「基金又は」、「、それぞれ及び「九百億円又は」を削り、同条第三項中「基金又は」、「それぞれ及び「八百十億円又は」を削り、同条第四項中「基金又は」、「、それぞれ及び「一千七百亿円又は」を削り、同条を第二条の二とし、第一条の次に次の一条を加える。

（基金への出資額）

第二条 政府は、基金に対し、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による十六億五千九百万円特別引出権に相当する金額の範囲内において、出資することができる。

第三条中「金及び本邦通貨」を「特別引出権（国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権をいう。以下同じ。）、他の基金加盟国通貨、本邦通貨又は金」に、「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国際通貨基金協定第三条第三項（b）の規定により我が国の基金に対する出資があったものとみなされる場合には、当該出資は、外国為替資金特別会計の負担においてされたものとみなす。

第五条第一項中「第三条の」を「第三条第一項の」に、「第三条第五項」を「第三条第四項」に改める。

第七条第一項中「基金の保有する」を「基金がその一般会計の一般資金勘定において保有する」に、「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十一条第一項中「左に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「他の基金加盟国通貨」の下に「又は特別引出権」を加え、同項第二号中「金」を「特別引出権」に改め、同項第四号中「前各号に掲げる取引に類する」を「その他国際通貨基金協定に基づく」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「買い」とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 彼の基金加盟国通貨による特別引出権の基金からの買入れ

第十一条第二項中「前項各号に掲げるもののほか、外国為替資金特別会計の負担において」を「前項第五号の規定により」に、「第七条第二項（i）」を「第七条第一項（i）」に、「貸付けを行ない、並びに」を「貸付けを行った場合には、外国為替資金特別会計の負担において、」に改める。

第十三条第六項中「他の基金加盟国通貨」の下に「又は特別引出権」を加え、「基準外外国為替相場」を「同協定第十九条第七項（a）の規定に基づく交換比率」に改める。

第十五条（見出しを含む）中「特別引出勘定」を「特別引出権会計」に、「第二十二條」を「第十六條」に改める。

第十六条第一項中「第三十二條（a）」を「第三十條（a）」に、「わが国」を「我が国」に、「出資額」を「同協定第二十一條第二項に規定する特別引出権の価値の単位で換算した額をこえない」を「出資額（同協定第三条第三項（b）の規定により我が国の基金に対する出資があったものとみなされる場合における当該出資の額を含む）」を「超えない」に、「第二十四條」を「第十八條」に改める。

第十七条の見出しを「（参加国等との特別引出権に係る取引等）」に改め、同条中「基金又は国際通貨基金協定第二十三條第一項若しくは第三項に規定する参加国若しくは保有者」を「国際通貨基金協定第十七條第一項に規定する参加国（同協定第二十四條第二項（a）に規定する参加終了国を含む）又は同協定第十七條第三項に規定する保有者」に改める。

第十八條の見出しを「（参加国等との特別引出権に係る取引等）」に改め、同条中「基金又は国際通貨基金協定第二十三條第一項若しくは第三項に規定する参加国若しくは保有者」を「国際通貨基金協定第十七條第一項に規定する参加国（同協定第二十四條第二項（a）に規定する参加終了国を含む）又は同協定第十七條第三項に規定する保有者」に改める。

第十九條の見出しを「（参加国等との特別引出権に係る取引等）」に改め、同条中「基金又は国際通貨基金協定第二十三條第一項若しくは第三項に規定する参加国若しくは保有者」を「国際通貨基金協定第十七條第一項に規定する参加国（同協定第二十四條第二項（a）に規定する参加終了国を含む）又は同協定第十七條第三項に規定する保有者」に改める。

第二十條の見出しを「（参加国等との特別引出権に係る取引等）」に改め、同条中「基金又は国際通貨基金協定第二十三條第一項若しくは第三項に規定する参加国若しくは保有者」を「国際通貨基金協定第十七條第一項に規定する参加国（同協定第二十四條第二項（a）に規定する参加終了国を含む）又は同協定第十七條第三項に規定する保有者」に改める。

者」に、「基金等」を「参加国等」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第一号及び第二号中「基金等」を「参加国等」に改め、「金又は」を削り、同条第三号中「前二号に掲げる取引に類する」を「その他国際通貨基金協定に基づく」に改める。

附則

1 この法律は、国際通貨基金協定の第二次改正の効力発生の日から施行する。ただし、公布の日が当該効力発生の日後であるときは、公布の日から施行する。

2 改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（以下「改正後の加盟措置法」という。第二条の規定による国際通貨基金（以下「基金」という。）に対する出資額は、改正前の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（以下「改正前の加盟措置法」という。第二条の規定による基金に対する出資額を含む。）とす

3 政府は、改正後の加盟措置法第二条の規定により基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による百四十七千五百特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第十三條に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

4 外国為替資金特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一條」を「第十五條」に改める。

第五条第六項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第八条第一項中「外国為替等の価額」を「外国為替等（特別引出権並びに特別引出権をもって表示される外貨証券及び外貨債権を除く。以下この条において同じ。）の価額」に、「特別引出権及び金地金」を「金銀地金」に改め、「特別引出権について」を「特別引出権及び金地金について」に改める。

別引出権については、国際通貨基金協定第二十一条第二項に規定する特別引出権の価値の単位に相当する本邦通貨の金額とし、金地金については物価統制令（昭和二十一年勅令第百八十八号）に規定する統制額とし、を削り、「銀地金」を「金銀地金」に、「その都度」を「政令で定める場合を除き」に改め、同条に次の一項を加える。

3 外国為替資金に属する特別引出権及び特別引出権以外の資産で特別引出権をもって表示されるものの価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

5 金管理法（昭和二十八年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「国際通貨基金協定（昭和二十七年法律第十三号）第四条の規定による価格の範囲内」を削る。

理由

国際通貨基金の出資額の増額及び国際通貨基金協定の第二次改正の発効に伴い、同基金への出資のための措置その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案  
日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一号中「又は銀行」を「又は銀行等」に、「及び外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行」を「、外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行その他政令で定める金融機関」に改め、「第八号、第九号及び第二十九條第一項を除き、」を削り、同条第二号中「銀行」を「銀行等」に改め、同文第三号中「受入」を「受入れ」に改め、同条第四号中「銀行」を「銀行等」に改め、同条第四号中「銀行」を「銀行等」に改める。

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一号中「又は銀行」を「又は銀行等」に、「及び外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行」を「、外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行その他政令で定める金融機関」に改め、「第八号、第九号及び第二十九條第一項を除き、」を削り、同条第二号中「銀行」を「銀行等」に改め、同文第三号中「受入」を「受入れ」に改め、同条第四号中「銀行」を「銀行等」に改める。

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

行等」に改め、同条第五号ハ中「行なり」を「行なり」に改め、同条第十号中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第十一号中「銀行が」を「銀行等が」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第十二号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第十八条の二第二項及び第二項中「貸付」を「貸付け」に、「銀行が」を「銀行等が」に、「銀行を」を「銀行等を」に改める。

第十八条の三の見出し中「借入金」を「借入れ及び債券発行」に改め、同条第一項中「借入金の額」を「借入金の現在額及び第三十九条の二第一項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額」に、「四倍」を「十倍」に、「こえる」を「超える」に改め、同項の次のただし書を加える。

ただし、当該債券については、発行済みのものの借換えのため必要があるときは、一時当該額を超えて発行することができる。

第十八条の三第二項中「貸付」を「貸付け」に、「前項の規定による借入金」を「前項本文の規定による借入れ及び債券発行」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十九条第一項中「借入金の利子」の下に、「第三十九条の二第一項又は第二項の規定により発行する債券の利子（その発行につき発行価格差減額があるときは、当該発行価格差減額を含む）」を加え、「銀行の貸付利率」を「銀行等の貸付利率」に改める。

第二十三条の見出し中「銀行」を「銀行等」に改め、同条中「銀行が」を「銀行等が」に、「銀行の役員」を「銀行等の役員」に改める。

第二十六条第二項中「借入金の利子」の下に、「第三十九条の二第一項又は第二項の規定により発行する債券の利子」を加える。

第三十九条の見出し中「借入」を「借入れ」に改め、同条第一項中「借入」を「借入れ」に改め、「又は」の下に「大蔵大臣の認可を受けて」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(外貨債券の発行)

第三十九条の二 日本輸出入銀行は、第十八条に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、外国通貨をもつて表示する債券（以下「外貨債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、日本輸出入銀行は、外貨債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、外貨債券を発行することができる。

3 日本輸出入銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、外貨債券の発行、償還、利子の支払その他の外貨債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

4 前三項に定めるもののほか、外貨債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条中「左の方法によるの外」を「次の方法によるのほか」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、外貨債券に関する事務の遂行上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第四十一条中「銀行に」を「銀行等に」に改める。

第四十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同条第五号中「借入」を「借入れ若しくは外貨債券の発行」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第六号中「借入」を「借入れ」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 日本輸出入銀行

理 由

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、借入金等の限度額を引き上げるとともに、外貨債券を発行することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。